

平成19年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成19年9月25日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第61号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第62号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第63号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第66号 字の区域及び名称の変更について
- 第11 議案第67号 字の区域及び名称の変更について
- 第12 議案第68号 字の区域及び名称の変更について
- 第13 議案第69号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設（上部）工事請負契約について
- 第14 議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第71号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第73号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第75号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第77号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第79号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）
- 第24 認定第1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第2号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第3号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第4号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第5号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第6号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第7号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第8号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第9号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第10号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第11号 平成18年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第12号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36 認定第13号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第 3 7 認定第 1 4 号 平成 1 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について

第 3 8 認定第 1 5 号 平成 1 8 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

第 3 9 認定第 1 6 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定につ
いて

追加日程 1 発議第 3 号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書

第 4 0 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10 番 山 田 均 君
- 11 番 藤 田 正 夫 君
- 12 番 山 内 武 夫 君
- 13 番 篠 塚 信太郎 君
- 14 番 吉 田 忍 君
- 16 番 野 口 久 之 君
- 17 番 野 間 和 幸 君
- 18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員(0人)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19人）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	山本和之君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田渕敬治君
瑞穂支所長	上田進君
和知支所長	岩崎弘一君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） おはようございます。

連日の各委員会ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は、16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・吉田 忍君、16番議員・野口久之君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として、答申することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第4、議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回、新たに監理課を設けるということになっておるわけでございますけれども、体制とか、それから年間の仕事量ですね、監理課の仕事の項目、3項目入っておるわけでございますけれども、特に入札の資格審査の選定と、あと工物品入札契約検査指導に関することと、こうなっておるんですが、専門的なことも当然あるということもあるわけでございますけれども、その点について、体制、そして年間仕事量といえますか、どのくらい見ておるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず体制の関係でございますが、現時点では課長を含めまして、3名体制ということで考えております。なお、監理課の中に係を2係設けまして、1つは総務契約係、それから指導検査係2つの係を設ける予定といたしております。

入札事務だけで申し上げますと、大体年間110件ぐらいの入札事務があるわけでございますが、そればかりでなく、先ほど議員さんもおっしゃっていただいたように、いわゆる業務の委託等をたくさんしておりますが、そういった委託の関係でございますとか、あるいは物品、こういったものにも幅を広げて、適正な入札なり審査、業者選定も行いたいというふうに考えておるところでございますし、なおまた建設事業にかかる監視委員会、こういったものも設置をするということで、そういった事務局も担当する。あるいはまた公共事業の再評価審査委員会、こういったものも設置をして、体制を強化するというところで検討しているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしたいと思うんですが、今、担当課長の方から、そういう体制の問題や、仕事の中身について説明があったんですが、全国的にもこういう事業課とこういう入札や、それに伴う検査の体制、分離する方向が全国的にも広がっておるというふうに聞いておるんですが、南丹市でも聞くところによりますと、こういう監理課が設け

ておられるようでございますが、市という規模、それから予算の規模、体制も今のところ3人体制やという話を聞いたんですけれども、京丹波町、ああいう事件もございましたけれども、当然こういう取り組みはおのずとしていかなん課題だと思うんですが、町村の段階で、いわゆる総務課の中にそういう部署を設けるとか、そういうのも1つの方法だと思うんですが、財政のこういう緊迫した中で新たに課長を設けるということは、当然それだけの給料は増やさんなんわけでございますし、いろんなそれに不随する費用もこれ要るわけでございますけれども、その辺の考え方について、京丹波というような、そういう町段階で課を設けるということについて、総務課の中に置くとかいうような、そういう検討はされなかったのかどうか、ちょっと合わせて、そういう見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回、まことに申しわけない収賄という事件が発覚をいたしまして、そうした中で、合併して2年余りを経過しようとしておるわけでございますが、そうした中の出来事を見ましたときに、それぞれの旧町での手法も当然のことながらあるわけでございますが、それらをまとめて京丹波町としての、特に入札、契約あるいは検査、そうした体制を整えてきたところでございますが、こうして発覚をしますと、やはりそこに何らかの問題、あるいはまた執行していく段階で不備な点はなかったのかという部分も今さらながらで、まことに申しわけないわけでございますが、再度内部で検討をしてきたところでございます。

そうした中で、京都府の指導もいただきながら、どうするべきか、あるいはまたどういう体制を持てば、こうしたことが二度と起きない、いわゆる未然に防ぐことができるかということについて検討をしてみましたわけでございます。今、議員ご指摘のとおり、こうした小規模の組織で課を設けていくということよりも、むしろ別の課の中にそうした係を設けてやれないものか、そうしたときに、どういうことが起きてくるのか、さまざま検討をいたしたところでございますが、基本的にやはり全般をしっかりと見ていけるものにしなければならないということもございまして、そうした私どもが持ち得ていない部分もあるのではないかと。あるいはそこがこの種の事件につながったのではないかという思いがいたしまして、希望としては、京都府にお願いを申し上げまして、こうしたことが見られる、そしてまたご指導をいただける職員をぜひ本町に派遣をしてほしいという要請をいたしたところでございますが、年度途中ということもございまして、現状ではなかなかすぐさまということにはならなかったわけでございますが、特に南丹土木事務所等におきまして、要請があれば最優先で対応をさせていただくということで、現状、聞かせていただいております。そうしたことも受けて、やはり総務課長が今申し上げましたように、それぞれの分野を明確に分け

る中で、そのことが本当に適正に執行できる体制を組むべきだということで、今申し上げましたそれぞれの内容、係をもって対応していきたいというふうに思っておるところでございます。実はきょうお認めをいただければ内示もしたいというふうに考えておるところでございます。できるだけ議員ご指摘のように、経費の部分もあるわけでございますし、現状、こうした町民の皆さん方への行政に対する不信も本当に取り戻すための努力をしていくという中で、そう大きな経費もかけられないわけでございますが、さりとてそうした分ではしっかりやっていかなければならないという思いでございます。よくよくそうした皆さん方のご提言も承らせていただきまして、配置につきましても適正に行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう一点伺っておきたいのは、総務課長の方から入札の件数等についてあったわけでございますけど、事業費ですね、18年度決算ベースでもよろしいので、どのくらいの規模、金額のものになっておるのか、想定されておるものでもよろしいですが、お尋ねしておきたいというのが1点。

それから町長に改めてお尋ねしたいのは、今回ああいう事件を踏まえて課を設けるということなんですが、今回定例会の行政報告の中でも、この外部委員会の開催の状況とか、また内部での委員会の状況なんかも報告されておるんですが、本来そういうものをまとめた段階で、新たなそういう方向を示すというのもこれ1つやと思うんですが、今もありましたようにこの年度途中ということで、改善を1つでも進めようということかもしれません、大きな事件があったわけですから、やはり執行部も議会も含めて、やっぱり力を合わせて取り組むべきことは取り組まんなんと、こういうふうに思うんですけど。そういう面から言いますと、本来、外部委員会の報告なんかを待って、そして議会とも協議しながら、そういう体制づくりをしていくということもひとつ大事かと思うんですが、課を新たに設けるということが、内部の総務課の中で、その担当部署を設けるということよりも緊急に課を設けて、今もございましたけども、その内示もしたいと、こういうことなんですけれど、そういうことになりますと、非常にいろんな行政上の課も含めてですけども、そんだけトラブルといいますか、ストップをしたり、なかなか軌道に乗りにくいと思うんですね。部署の異動もあるということを見ると。そういうことも当然含めてやろうということかもしれませんが、1つはその辺のことはどうなのかということ。それから府下で、町村の段階で新たな課を設置しておる、そういう町村はあるのかどうか。聞くところによりますと、総務課の中にそういった部局を設けておるといふところは府下であるようでございますので、そ

ういうことも調査されておるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 外部調査委員会、あるいはまた綱紀肅正倫理委員会等も内部で持たせていただいております、また議会でもこの入札事件にかかわる特別委員会も設置をいただきました。全般的にはやはりそうしたそれぞれの中で、いろんな面で今回の事件の真相究明、そしてまた再発防止に向けた、いろんなご提言をいただけるものというふうに考えておるわけですが、先ほど申し上げましたように、私の思いとしては、現状でどうであったかということも当時職員からも聴取をしておりますし、そうした中にこれでいいんだという思いの中で進められてきたものが、果たして本当に自治法上、あるいは本町条例に照らし合わせてどうであったかという部分についても、やはり検証していかなければならないというふうに思ったところでございます。幾つも組織を分けてということは、いかがなものかということもあるわけですが、やはりこうしたことが起きた以上、それぞれの立場でそのことを執行していく、そうした能力、専門性、こうしたことが大事ではないかというふうに思ったところでございまして、すべての結論を得てからというよりも、こうしたできるだけ早い時期に私としては組織を建て直して、適正な執行をしていくべきだという判断をいたしたところでございまして、中身的には先ほど申し上げましたように、総務契約係、あるいは指導検査係ということですが、日常それぞれ担当係がおるわけでございますので、これらを1つの場所に寄せて進めていきたいというふうに思っております、先ほど申し上げましたように、これからも京都府にお願いをしまして、20年度には何とか京都府からこうしたことに精通されている幹部職員の派遣をお願いをしながら進めてまいりたいというふうに思っております、できるだけ先ほども申し上げましたように、経費等については、十分考慮する中で、しかしやるべきことはしっかりやっていくという姿勢で進んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

ほか、他のこうした規模の町村でということですが、それぞれの町でこうしたことがされているというふうには伺ってないわけですが、よそのあり方がどうかということもひとつ参考にしていかなければならないというふうに思いますが、私としては、今私どもの町が抱えていることを、今後二度と起こさないということで、ご無理を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 事業費が幾らかということですが、一般会計と下水水道等を合わせまして34億4,000万ぐらいになるかと思っております。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 今回の事件で一番煮え湯を飲まされる思いをしたのは、松原町長であろうと私は思います。そうした中で、私も当初は総務課の中に1つの係を創設することでいいんじゃないかというふうな思いを持っておりましたけれども、だんだんとやっぱりこういう事件を起こしたことで、京丹波町というイメージが対外的に大変悪くなったというか、地に落ちたような感じの中で、やっぱりその初めに立ち戻って1から出直すためには、こうした新しい課を新設して、そこの中でいろんな対処をやっていく必要があるんじゃないだろうかということを感じるようになりました。

そこで、私ひとつ町長にどうしても尋ねておきたいことは、今後のこの新しい課をつくったことによって、またこういうことが起きないとは限らないわけです。そこへいろんなその権限というか、そういうものをその課の中へ集中させることによって、そこにまた新しい汚職というようなことが発生しないと言い切れないというふうに思うので、新しい課をつくっても、やはりその課の中をやっぱり十分に見渡して、二度とこういう不祥事が起きないという監督みたいなことを、やはりどこかがやっていく必要があるんじゃないやろかと。職員を疑うわけではないんですけれども、人間ですから、いつどのようなその曇った心を持った人があらわれないとも限らないので、そののところもやはり今後十分注視をしてやっていただきたいと思うんですけれども、町長にそこら辺の思いというものをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議員ご指摘のとおり、ここに権限が集中していくということになってまいりますと、またそれはそこでいろんな問題も出てくるのではないかとこのように思っております。そうした中で、それぞれ今日まで計画予算でございますとか、設計起案業務等につきましても、これまでどおり担当課でいたさせますし、また指名委員会も事業課、あるいは総務課長、副町長加わって持たせていただくことはわかりございません。

また、現場監督業務等につきましても担当課等で行うわけでございますし、これはそれぞれ監理課等、担当課で行うということにいたしておるわけでございます。もとへ。これは担当課ですね。それから、検査業務等につきましても監理課等、それぞれの担当課で行っていくということで、基本的には総合監視という形がとれるのではないかとこのように考えておるところでございます。

また、第三者機関といいますか、外部の委員をもって京丹波町建設業等の監視委員会も設置をしていきたいというふうに思っておるところでございます。考え方としては、現在お

願いをいたしております外部調査委員会のメンバーの皆さんに何とかお願いできないかというふうに考えておるところでございまして、非常に幅広くご見識をお持ちの皆さんでございまして、当面の間、こうした方々にご指導いただきながら、また、例えば新たな皆さん方にお願いをしていくという考え方で、今思っておるところでございまして、ご指摘のとおり、十分そうしたところには、一層配慮しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結いたします。

まずはじめに当たって、討論の順序について明確にしておきます。

まずはじめに、討論は原案の反対者、反対討論を先といたしまして、次に、原案賛成者、賛成討論と順次送っていきたいと思います。

よろしくご協力をお願いいたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案なっております、議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

京丹波町におきました収賄事件、二度と起こさない、これはだれが一致する立場であり、考えだというように思います。そうした事件を受けて、今回、京丹波町に新たに課を設けて取り組んでいくと、こういう提案であります。考えてみますと、町長の答弁等を聞いておりますと、来年の4月には府の職員の派遣をお願いしているということもございました。そういうことであればなおさら今議案、課を設置して担当課長をつくれば来年の4月には新たに役職を設けるか、その課長の異動が必要になると、こういうことも起こるわけでございまして、本当に京丹波町の財政規模で考えた場合、総務課の中にそうした部局を設けると、これも1つの方法だというように思います。府下の町村を聞いておりますと、そういうような取り組みをしておる町もございます。市段階では確かに課を設置しておるところもございますが、これはあくまでも部の下に課を設けるというのが南丹市でもなっておるようであります。

特に、一番大かと思えるのは、やはり業者との関係にいたしましても、いろんな業者がおるわけでございますけれども、毅然とした姿勢を貫くということが基本だというように思います。執行責任者である町長が、その姿勢をまず発揮さすということと同時に、公務員として自覚、誘惑に負けない姿勢、住民を上から見るのではなく、住民の立場に立って、公平、公正に見ていく。権力に負けない、そういう立場をしっかりと貫いてやっていくということが、

私はまず大事だというように思います。

行政報告の中でも、外部調査委員会、また事件の究明再発防止に向けて、議論をこの委員会で重ねていただいていると。内部でも公共事業の入札、契約、検査体制等のあり方も検討をしておると、こういうことでもございました。当然、そういう取り組みを踏まえて、新しい体制をどうするかということになるかと思いますが。現時点でやろうとすれば、総務課の中にそういう部局を設けると。そして外部委員会、また内部の検討委員会、そういうものを踏まえた中で、新たな課を設けるものであれば、やっぱりそういう形をしっかりと住民合意を図っていくと、こういう立場が私は必要だというように思います。ですから、この現時点の年度途中での課設置については、いろんな人事異動も含めてやらなきゃならんわけですから、部局の総務課の中にそういう体制をつくるということで、十分だということを指摘をして反対討論といたします。

合わせてご指摘を申し上げておきたいのは、費用の問題、当然課長ができれば費用が、人件費が増えるわけでもございますし、またこの間のいろんな繰り越しの問題でも指摘をしてきました。事業が3月末でできない場合には繰り越しをしっかりとすると、こういうことも明らかにして取り組むべきだという点も指摘をして、討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

議案第60号 京丹波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第61号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第61号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長に1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回条例改正で、育児にかかわる休業等のことでもございますけども、京丹波町の職員を見た場合に、

こういう条例ができて、対象となる職員というのは何名ぐらいおるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 今回の一連の改正は就学前の子を持つ職員ということでございますので、66名が該当者でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

議案第61号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第62号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、議案第62号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

議案第62号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第63号 京丹波町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第63号 京丹波町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。
討論を省略します。

これより議案第63号を採決いたします。

議案第63号 京丹波町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第64号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第64号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。
討論を省略します。

これより議案第64号を採決いたします。

議案第64号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第65号を採決いたします。

議案第65号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第66号 字の区域、及び名称の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第66号 字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第66号を採決いたします。

議案第66号 字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第67号 字の区域及び名称の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第67号 字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですが、鎌谷中団地のこの施工に伴い、字の区域及び名称を変更するという事で、提案理由の説明でも13年から15年に工事が実施をされて、16年に確定測量と。そして19年に換地処分ということで、非常に確定測量から19年といいますと、3年余りたつということで、本来確定測量しますと、すぐ明くる年に換地処分というのが通例なんですけど、聞くとところによりますと、地権者の同意が得られなかったというようなことも説明があったんですが、そのときに法的な対応も考えているというふうな説明があったと思うんですが、今回の場合に、そういった地権者の同意が得られない場合に、いわゆる換地会議をして進めていくということになろうと思うんですけども、その場合には、同意ができていない方は、いわゆるそのままにして法的な対応をするということになると、いわゆる何か換地処分で登記もされていくわけですね。土地が。そういうものが遅れるとか、また同意をされてない方の法的な措置というのはどういうようなことを考えておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） この件に関しまして、私の方から答弁をさせていただきたいと存じます。

鎌谷中の圃場整備に関しましては、今もご指摘いただきましたように、長年にわたりまして換地業務が遅れております。その原因といたしましては、特別換地にかかりましての同意にかかりまして、承諾が得られていないというのが現状でございます。これにかかりまして、私も含めまして、町、また緑資源機構と直接関係者と協議を進めてまいりましたが、現在に至りましても同意に至っていないところでございます。したがって、今後の進め方といたしましては、特別換地から一般換地に振り返るべく、現在地元と協議を進めておりまして、できることなら、そうした一般換地の中で処理を進めてまいりたいというようなことで、現在、最終の調整中でございます。したがって、それをもちまして、今後手続を進めてまいりたいと、このように考えている次第でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 答弁いただいたんですが、そういう経過で取り組んでいくということになりますと、換地の最終的な換地会議といいますか、そういうものは今の一般換地に変えて同意を得た上で換地会議ということになるのか、不同意のまま換地会議をしてもう確定して、いわゆる登記委嘱もされていくということになるのか、ちょっとその辺はどうなるのか、もう一度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） 先ほども申し上げましたように、特別換地でございますと、いわゆる同意がなければ、換地会議にもかけられない。換地会議も開催できないということになるわけございまして、したがって一般換地に振りかえて、いわゆる換地会議を開催したいというふうに考えておるところでございますが、特に今回、一般換地にすべく協議を進めているところにつきましては、これまで適正な換地計画がなされていない部分もあるところございまして、したがって一定諸法の換地計画をもって計画を進めていきたい。処理をしていきたいというふうに考えているところございまして、一般換地をすることによって、一定正規の手続は進められるんじゃないかと、このように考える次第でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 一般換地に変えて、全員の同意がなくても進められるということなので、同意が得られてない方との協議を進めながら、もうそのいわゆるそれ以外の方については、換地処分をして登記をしていくと、こういう処置をするということかと思うんですけども、その同意が得られてない方について、実際にその同意の見込みといいますか、そういう段階にきておるのか、いやいやなかなか平行線で、そういうものについて法的な措置を考えるということになるのか、またその特別換地と一般換地の関係で、いわゆる費用ですね、そういうものは特別変わらないのかどうか。換地処分ということになりますので、一定の土地の増減の関係は、お金等もあろうかと思いますが、ちょっとその点、合わせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） このことにつきましては、長年地元と、いわゆる不同意の関係者と協議を進められてきたところでございますが、双方の意思疎通はもう不可能であるというような状況にありまして、したがって、やむなく町なり機構の方で協議を進めてきた。これも機構の段階としましても、打つ手がないという状況の中で、ようやく話し合いができる段階になりまして、4回にわたりまして、関係者、一関係者でございますが、その中に権利者が3名あるところございまして、そうした方々と協議を進めてきた結果、最終、同意に

至らなかったというような状況でございまして、したがって、やむなくこの一般換地に
すべく協議をして処理をしていきたいと、このように考えている次第でございます。

なお、換地清算金につきましては、一定それ見合いの換地計画でもって処理をしていき
たいと、このように考えている次第でございますので、まだ最終結論には至っておりませ
んが、方向としては、そういう方向で取り組んでまいりたいと、このように考えている
次第でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

議案第67号 字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第68号 字の区域及び名称の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第68号 字の区域及び名称の変更についてを議題
といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

議案第68号 字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は
挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第69号 平成19年度緊急地方道路整備事業町道升谷大迫線橋りょう新設（上部）工事請負契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第69号 平成19年度緊急地方道路整備事業町道升谷大迫線橋りょう新設（上部）工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、入札結果の資料を見ますと、予定価格に対して最低制限価格が77.99%ということになっておりまして、落札金額につきましては、税込みであります。予定価格の87.26%という、そういう結果でございました。これまで新たな郵便入札ということで取り組まれて、予定価格の96とか8とかという数字とは87.26でございまして、下がってきておるわけでございますけれども、今度の場合、入札参加が2社ということで、3社は辞退をしたということがあったわけでございますけれども、こういうことを見ておりますと、参加者が多くあれば落札金額が下がるということばかりはいかん面もあるかと思っておりますけれども、やはり一定の業者で入札をするということが必要かと思うんですけども、その点について、委員会でもその辞退の理由は聞いたわけでございますけれども、当然、指名をするときに一定の条件もあるわけでございますから、途中で辞退ということがどういうことを起こすかということも、今後考えられますので、こういった防止策といいますかね、そういうことは考えておられるのかどうかということが1点と、それから落札の、いわゆる87.26%というのは、担当課としてはどの程度というふうに見ておられるのか、合わせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼いたします。ただ今の件でございますけれども、まずこの業者につきましては、指名ではなくて条件付の一般競争入札ということで、公告いたしまして、自らがそれに応募していただくという状況でございます。

母数としては26社ございまして、参加社は5社でございました。最終的に3社が仰せのとおり、3社が辞退がございました。辞退理由につきましては、監理技術者、資格者、または主任技術者等の配置が困難ということでございまして、最終的に2社でございます。

落札率につきましても87.26ということで、十分2社になりましたけれども、十分競争原理は働いていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今後こういう形というのがあり得るといえるように思うんですが。要するに5社が自ら入札参加を申請してきたということでございましたけれども、専任のそのものを配置できないというようなこともあって、辞退をされたということでございますが、当然その入札、いわゆる内容において、工事の内容とか、期間の問題とかいうのも当然告示をされておるわけでございますから、当然その入札、落札をすれば、その間、そういうもの、専任の監理者配置とか、これは当然なってくるわけでございますから、そのことを踏まえて、いわゆる入札参加を申請してきたわけでございますから、やはり今後のことを考えますと、やはりそういうことがないようにしなければ、財務規定では2社以上あったらいいということにはなっておるようでございますけれども、やはり本来の言われている趣旨からすれば、一定の業者の数の問題も言われたわけでございますから、これまでの説明の趣旨からすれば、やっぱり一定の業者が参加をしていくということが競争原理も含め、あるという、そういう説明もあったわけでございますから、その辺について、今後いやもう全く考えていないということなのか、何と方法を考えておられるというのか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

ちょっと関連でお尋ねしておきたいのは、結局、そういう、今度の場合には、これ1億を越す工事でございますが、町内の工事ですら同時に何箇所か入札、工区を分けてする場合があるわけですね。その場合に、同じ業者が2つもこう、いわゆる落札するという場合も起こり得るわけですが、その場合に、結局、府やとか、公共事業を考えた場合に、同じ期間に何箇所も入札して仕事を持っているということも、本来、今もございましたように、そういう監督責任者がきつと、例えばおれば、それは兼務はできないというようなことも起こり得るわけでございますから、そういうものも含めてこうちょっとよく検討する必要があるんじゃないかというように思うので、合わせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） まず辞退についてでございますけれども、基本的に指名の場合につきましては、辞退等で入札に参加しないということでしたら、以後指名しないとか、そういうふうな形になろうかと思っておりますけれども、本件につきましては、一般競争入札ということで、そういうことは考えておりません。

それから理由なんですけれども、議員さんおっしゃいましたとおり、あくまでも私とこは、監理者の条件につきましては、事前審査ということでやっております、その中で申請して

いただいておりますわけなんですけども、企業さんにつきましては、あくまで経済活動ということで、指名の競争申請も一緒なんですけど、あっちこっち出されて、その期間に一番有利な場所、事業に参加されると、そういう状況にあるんじゃないかと考えておるところでございます。一般競争入札ということなので、2社以上あれば現に競争も働いておりますので、今後ともこういう方向でやっていきたいと考えております。

それから町内業者の工事の件でございますけども、これにつきましても大きな工事につきましては、専任の技術者等、事前に審査をやっておるところでございます。あくまでも競争入札ということなので、その中でそれぞれの主任技術者等おられれば、1社が2カ所も取るということがあっても、それは競争の中での出来事ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

議案第69号 平成19年度緊急地方道路整備事業町道升谷大迫線橋りょう新設（上部）工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 歳入の3ページであります。普通交付税が9,626万8,000円減額補正になっているんですが、過大とならないように、平成18年並にしたという説明がありましたが、普通交付税については、新しく新型交付税いうのもできましたし、特別

交付税はその18年並にしたいということでありました。18年は決算6億1,426万8,000円でしたが、かなり減額をされて、交付税の方も、特別交付税の方は減額されております。普通交付税の方は同額となっておりますが、この特別交付税というのは、特別目的が指定されたというか、決まった財源であります。この6億、5億5,000万円にされた理由というのは、どういうことなんでしょうか。

また、新型交付税の関係で、普通交付税というのはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この特別交付税の考え方でございますが、これは非常に今回の予算で減額を多額にせざるを得なかったということで、まことに申しわけなく思うわけでございます。

ただいまも議員さんおっしゃっていただきましたように、18年度の決算が予算よりもはるかにけこんだ実態がございます。7億余りの予算を立てていたわけでございますが、それが6億1,000万余りしか届かなかったという現実があるわけでございまして、私どもとしては、合併前に言われました新しいまちづくりへの特別交付税措置3年間で6億5,540万円ですか、これだけは措置するということが大きな特別交付税の増額要素ということで、予算を常々見込んできたわけでございますが、現実的には、この17年の合併後の決算、18年の決算を見ましても、それが明らかに算定されているかどうか。これが確実に見込めなかったという結果があるわけでございます。したがって、現時点の交付税の6億8,000万では18年度の決算を見ましても、はるかに大きな額を見積みおける状況でございますので、過大見積みにならないということで、それ相応の減額をせざるを得ない状況になったということで、今回1億3,000万余り多額の減額をお願いしておるところでございます。

それから、普通交付税の関係でございますが、これにつきましては、当初予算の時もたしか申し上げたと思いますが、新型交付税の関係については、若干我々の町としては800万ほどは増額になるのではないかとということで、見込みを立てて推挙をいたしておったわけでございますが、それとてどこのところの算定数字でそれだけが出てくるかということは、交付税の算定上、きちっと明らかにできるものではございませんので、推計値はそういうことで、そういうものが含まれての、今回の交付額になったというふうに理解をいたしております。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 私もちょうと勉強不足ですが、その普通交付税というのは、基準財

政需要額のその計算の仕方というのが、何というか、簡単になったというか、そういうふうになって、額はあんまり全体的には減ったりとかしないというふうな国の方のそういうものでは言っておりますけれども、どのようにその算定の仕方が、計算の仕方が変わったというふうに聞いておりますか。そんなことはないんですか。

それから特別交付税ですけれども、合併する前のその特別交付税でも、かなりのその金額が措置というか、組まれてきたと思うんですが、これ合併してさらにその旧町のときよりもその合わせた分よりも少なくなっているのではないですか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 普通交付税の算定の仕方がどのように変わったかということについては、それぞれ測定単位というのがございまして、それは例えば、国調の人口でございませうとか、町内の面積、そういったものが一番最初に基になる数字でございまして、それ以後は、交付税の算定上、いろんな計数をかけて算出をするということで、それぞれの費目に基づいて積み上げた額が基準財政需要額になるということでございまして、今後その計数はやはり見直しはされておるといってございまして、全体的な交付税の算定の流れというのは、大幅に変更されたということにはなってございません。

それから特別交付税の関係でございまして、合併前の16年は6億5,512万4,000円余り3町で特別交付税をいただいていたということでございまして、これが18年の決算で既に6億1,426万8,000円ということで、3町の時よりもへこんでいるという状況がございまして、19年度についても、さらにこれが落ち込むであろうという推計をいたさざるを得ない状況でございまして。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねをしたいと思うんですが、1点は歳出の21ページの保育所費の委託料のごみ収集運搬業務委託料というのが15万円あるんですが、特別ごみ収集を委託をしておるといことなのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと。生ごみではないと思うんですが、お尋ねをします。

それから23ページの繰出金の直診勘定で3,123万7,000円の減になっておるんですが、これ具体的に病院事業運営補助金というのがなっておったんですが、特別この減額の理由ですね。お尋ねをしておきたいというように思います。

それから25ページの関係で、お尋ねをしておきたいのは、使用料及び賃借料の自動車借上料で163万円は食彩の工房の自動車の借り上げ2台分という説明を聞いたんですが、リース会社へ、いわゆる払うというように聞いたんですが、5年契約であったと。2年で解約を

して、3年間の残存分を補償するという説明を聞いたんですが、そうしますと、その車はあと3年間ですね、残存期間を補償するという事は、その車は京丹波町で使えるということなのか、1年でも使えるということなのか、ただ残存期間を計算して、何分の1かの補償をしたということかもしれませんが、何かそういうようなことにはならないのか。全くそのお金だけ保証料を払うということでは、全く税金のむだ遣いになるわけなので、何かそういうようなことはできないのかどうか、検討はされたのか、ちょっとお尋ねしておきたい。

また、こういう場合に、何か月前にリース解約を申し出たら、こういうような残存期間の補償をしなくてもいいというような契約になっておったのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、同じ一番下段の工事請負費の関係で、ストックヤードの関係で、お尋ねしておきたいんですが、堆肥の耕畜連携活用ということで、推進をしてきたわけでございますけども、今回、負担金補助及び交付金に変更したという説明を聞いたんですが、今後、これまでのような補助金と言いますと、設置ができないということになるんですけども、特別これまで推進してきた経過からいって、新たないわゆる町の設定しております農林漁業の補助金という制度以外に何かそういう特別な制度は考えられるのか、いやあくまでも今後は5割の地元負担でということになるのか、ちょっとその点について、お尋ねをしておきたいと、このように思います。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの質問についてお答えいたします。

21ページの保育所費の中の委託料のごみ収集運搬業務委託料についてお尋ねかと思いますが、これにつきましては、ふだんのごみの関係とは別でございます、上豊田保育所で、今回、子育て支援センターを下山からこちらの方へ、上豊田の方へ持ってきた関係で、生涯学習センターで実施しているんですが、そちらのお部屋の中に、これまでの上豊田保育所での使われていたものについて、壊れたものとか、いすとか、非常にたくさんございまして、それについて処分をしないと、その部屋が使えないと。それから生涯学習課で、もとにございましたそこでのいろいろなものにつきましても、一旦廃棄しないと、お部屋が使えないということで、今回限りということで、この予算を計上しております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 23ページの最下段、繰出金につきましては、和知診療所及び歯科診療所への繰出金の調整でございます。

和知診療所会計では18年度決算におきまして、多額の繰越金を生じておりました。これは一般会計からの繰り出しの時期が、若干早目に時に予算額どおり繰り出しを行ったことから、繰越金として生じたものを、今回調整させていただくものでございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 25ページの第1点、使用料及び賃借料の自動車等借上料でございますが、リース会社への補償という形で経費を計上させていただいております。途中解約ということで、約款の中にもそういうことが明記されていますので、補償費ということで対応したいというふうに思っております。

ほかに検討がなかったかということなのですが、1台、軽自動車の冷蔵車を持っていたんですが、それが保育所の関係で使えないかということで、いろいろ調整はしたんですが、四輪駆動ではなかったということもございまして、冬季間危ないと申しますか、補償できないということで、やむなく断念をしたというようになっております。6カ月以前であれば、双方協議して云々ということもございましたけども、決定いたしましたのが、3月末というふうになりましたので、いたし方なかったということで、おわびを申し上げます。

それとストックヤードにつきましては、京都府の事業内容が変更したということで、町が事業主体でやれないというふうになっております。相当急なことでございましたので、我々といたしましても、平成20年度の事業につきましては、どういう形で取り組んでいくかにつきましては、今後検討をしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとそのリースの関係、再度聞いておきたいんですが、6カ月前に協議、施行するということになっておるということでしたんですが、いわゆる3月で、施設そのものを指定管理をしたわけですけども、その時点から6カ月間、例えばどっかの部署で使っておって、それで6カ月後に解約という、例えばその間のリース料を払うということになりますが、その場合と、この163万との金額は検討されたのかどうかというのが1点と、この補償料というのは、あと過去3年間の金額の何割を補償したということなのか、お尋ねをしておきたいというよう思います。

それから、27ページの山村振興対策費の工事請負費の町有林整備工事のアグリパーク長瀬の保安林の復元ということで、山手側の保安林の伐採の瑕疵があったという説明を聞いたんですが、旧町のと時から引き継いできておる事業でもあるわけですが、当然、経過とか、

そういう状況等の把握もされたかと思うんですけども、実際あそこへ行ってみますと、山手側に一部ストックヤードが建っておりますが、あの上の方の部分の伐採も含めてということかわかりませんが、どういう計画で、どういうことで保安林を伐採をすると。当然、保安林の伐採は許可も要りますし、届けも要るわけでございますけれども、当然そういうものがとられておったかと思っておりますけれども、復元という事由になりますと、その辺の許可の方はどうであったのかということにもなりますし、実際に広い範囲、伐採されてますので、その辺のことについては、経過とか、状況、その辺のことの確認等をされてきたのかどうか。実態がそうなので、植栽をせんならんということかもしれませんが、改めてちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

それから、23ページの診療費の中の経営診断業務委託料157万5,000円について、改めてお尋ねしたいんですが、委託を、そのいわゆる業務委託をするということでしたが、具体的には、どのような中身のものを考えておられるのかということと、委託先ですね、自治体病院の場合には自治体、そういう検討する委託先もあるようでございますけれども、そういうような委託先を考えておられるのか。あくまでも民間のそういう機関を考えておることなのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） リースの関係につきましては、全額ということでございます。検討と申しますか、先延ばししてまた使うということで、検討はしたんですが、特殊な冷蔵車であるとか、あるいは営業用のワゴン車ということで、一定町の、いわゆる役場の日常的なそういう公用車としては使えない部分があったので、決断をいたしました。

それと、アグリパークの件でございますが、非常に申しわけなかったんですが、保安林という中で伐採をし、その跡地にまたストックヤードを建設したということにつきましては、非常に管理不行き届きであったというように思っておわびを申し上げます。京都府の方の指導も得まして、原形復旧という指導も得ておりますので、今後京都府の指導に基づきまして、現況復旧していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました23ページの経営診断業務委託料に関しましてでございますが、今回、この業務を委託したいと考えておりますのは、4医療施設全体の医療施設の現状と、特徴や弱点、また地域の疾病状況、受診状況から、今後予想される需要等について、専門的な見地からの診断をもとに把握したいと考えております。

主な内容といたしましては、外部の状況調査としまして、競合調査ですとか、潜在的患者数の調査、また内部の状況を調査として、患者さんの分析や検査や診療報酬の単価の分析をもとに経営改善に向けての課題の分析をしたいと考えております。

委託先につきましては、自治体病院等の協議会等もございますけれども、今年度年度途中では、なかなか計画的に受け入れていただけないことが判明いたしておりますので、医療経営に精通しているコンサルタント業者などを検討したいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

31ページの土木費の中での耐震診断士派遣業務委託料となっておりますが、こういったことでの診断、耐震なので、診断のことではあります。どこを対象にされるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） それでは、木造住宅耐震診断士派遣事業につきまして、説明を申し上げます。

対象となる建物につきましては、京丹波町内に建築されている木造住宅でございまして、延べ床面積につきましては、240平米以下、それから建築時期につきましては、昭和56年5月31日以前に着工完成されたものとなっております。

これは国等の事業でもございまして、一応要綱もこしらえておりまして、それで流れといたしましては、だれにでもできる我が家の耐震診断という簡単なチェックするシートがあるんですけども、それに基づきまして1回やってもらいまして、それである一定の点数以下でしたら、耐震診断士を派遣していただきまして、それで家の状況を見ていただいて、一応補強の方法まで、計画案まで提示するという事業でございます。

1戸当たり、今年度につきましては5戸見ておりまして、1戸当たりの単価といたしましては2万8,000円ということでございまして、国の方が2分1、府の方が4分の1、本町も4分の1と、そういう形で実施するものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 5戸分ということですが、これはずっと継続をされることなのか。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 本年度につきましては、途中ということで、5戸ということ

でございます。需要を見まして、また来年度も継続して行っていきたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 30ページの土木費であります。説明で土地購入費637万円、笹尾の土地ということもありましたが、町道ですが、災害でのりが崩れたり、あるいはまた公民館の近くあたりは道路が陥没して、危険な状況で鉄板でふたはしてありますけど、かなり冬から長い間、そのままになっているわけですが、土地購入費ということで上がっておりますが、どのくらいのその事業計画をされているのか、それと、その下の公有財産の土地購入費畑川ダム関連ですが、府の土地開発公社より土地をとということでありましたが、この購入でダム関連の無量寿寺会の土地とか、そういうすべてのものが購入できているのか、できたことになるのか、2点についてお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） まず30ページの土地購入費でございますけども、既に計画している路線がございまして、それを順番に用地測量等を行っておるわけなんですけれども、その中で増えてきた分でございます。笹尾につきましては長らくご迷惑かけておりましたけれども、災害査定も終わりました、着工に向けまして手続をやっておりますので、また順次整備をしていきたいと考えております。

次に、ダム関連対策事業の財産の購入費でございますけども、こちらにつきましては、今年度計画しておりますのは無量寿寺の関係、それから沢処理工の関係、JRの関係、それから下山生森の関係、この辺の経費を補正したところでございます。

陥没につきましても、同時に災害で笹尾につきましては、災害で擁壁崩れたところですね。それは災害でやりますし、またそれ以外につきましては、道路改良の方で考えていく予定をいたしております。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 30ページの最下段の登記業務委託料100万円というのはどこの部分で、業者に頼まなければならない理由を教えてください。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 本件につきましては、無量寿寺等、それから沢処理工、それからJR関係とか、登記にかかる分でございます。これは京都府さんと一緒にやっていく分でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今の自動車の借上料の関係なんです、163万円、2台分、いわゆる3年間の残存分、全額補償とこういうことなんです。今のありましたように、6カ月前で協議をすれば、協議の中身ということもありますけども、その残存分、全額払うということはないというように思うんですけども、これ逆に6カ月間置いておいて、リース料払って6カ月前ですので、話を6カ月ごとということで話をした場合、全額払う必要ないやないかと思うんですけどね。直ちに、そのいわゆる食彩の工房から要らんということで、返すということが前提やからこうなるけども、どっかで利用すると、どっかの課が使用しとった場合、6カ月間。今の担当課長では6カ月前に協議をすれば、一定の話もできると、そういう契約になっておるということやったんですけども、そうした場合に163万もう払わなくても済むじゃないかと、そう思うんですけどね。そういう判断というのは、これどういう判断をされておるのか。そのね、やっぱりお金がないと言うていうてはるんやけど、ほんまにそういうことを顧問弁護士もおるわけやから、そこまでいかなくても我々、私らの素人が考えても、そういう方法も1つの方法じゃないかと、こう思うんですけどね。だからやっぱりもっとそのいわゆる相手との関係、契約の関係もありますけども、精査をしてやるべきじゃないかと。どうかなあ。片方では本当にいろんな法律や規則やと言わはるわけやから、やっぱりそれをうまくこちら側としては、住民のためにどう使うかという立場が、私は本当に大事だと、こう思うんですけども。その点で、ちょっと町長の見解を伺っておきたいというように思います。

それから、町長の見解だけ伺っておきたいんですが、この経営診断の業務委託料の関係ですね。病院の関係でいうたら、医療事務や窓口業務の委託というのも来年4月に向けてやるということも示されておるし、補正を組まれておるんですが、例えばそういう一連のことをやる前にこういうことをやるとかね、同時並行にやられておるといように思うんですが、その辺の考え方というのはどうなのか。やはりもう少し住民との合意、そういう話し合い、共同を図っていくという、そういう姿勢が大事だと思うんですが、合わせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 車両2台分のリース契約でございますが、本来、契約期間すべて使用していくという考えのもとで、当初は契約をしたと思うんですが、今も説明させていただきましたように、どこの部署でも使えない、使う用途がないと、ある面では特殊なものということになったと思うんですが、そうした中で、契約に基づいて解約をしたということでございます。これは使いながら、その期間をといいましても、それならここに示している額よりはるかに少なく済むということであればそうしていたと思うんですが、そう変わらない、

5年間という中で、協議はできるものの、一定のいわゆる補償金等は支払っていかねばならないということで、決算をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、瑞穂病院の経営診断でございますが、こうしたものが出来てから、いろんなことを手がけてはどうかというご意見でございますが、特に医療事務等につきまして、現状で、よりこう専門的な部分で、低額でできるという見通しが立っているものについては、一日も早く対応した方がいいのではないかとということで、やれるところからやっていくということで、20年1月から3月の間ということで、今補正を組まさせていただいておるわけでございますが、全般にわたって経営診断ももちろん進めながら、一定の判断を得るための資料としてまいりたいというふうに思ってますし、またそうしたことも含めて、先般から申し上げておりますように、町民の皆さん方にそうしたものも提示をしながら、どう維持存続していくかということも同時に図ってまいりたいと思っておりますし、合わせてできるものから改革はしていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 今、土木課長の方から説明をちらっとあったんですが、府と合同で買うって、どういう意味なんですか。これ現実に登記の業務というのは、自分とかが所有しない土地のために払うとか、府に渡すとか、府と共有するとかいう以外に、府と合同でやるということはある得ないと思うんですが、権利者がこの当町であればということで、別にただのものを何で金払うのか、そのあたりのところが、ちょっと理解ができないんですが、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 例えば無量寿寺の土地につきましては、開発公社に持っただけなんですけど、それから町道とか、いろいろ分筆する必要がございますので、その分について、町の方の負担が要るということでございます。

それから、沢処理工につきましても、町道の変更することから、その分につきましても町の方で登記関係の事務が要るということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
に反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております補正予算は、災害復旧工事をはじめ、農業振興での農家や団体の支援、有害鳥獣対策、道路改良工事や耐震診断士派遣業務、また防災備蓄予算など、住民要求も一定予算化もされておるわけですが、今回の補正予算の一番大きな金額は水資源開発対策の2,075万6,000円の畑川ダム関連予算であります。

費用の主なものは、土地購入費であります。何が何でもダム建設ありきの姿勢では、住民の合意と納得は得られません。

また、今回の補正予算で、経営診断業務委託料が予算化をされております。経営診断に反対するものではありませんが、民間病院の経営と同じように考えるのは自治体病院の役割を否定することです。地域医療を担う拠点病院として、訪問診療保健福祉分野と一体となった地域医療体制を築いていくことを大きな柱として運営してきた病院や診療所です。今回の補正予算では、町財政の運営にマッチした、あるべき姿について、調査、研究を重ねていくとして、経営診断業務委託を行おうとしております。

地域医療を担う拠点病院として、自治体病院の果たす役割などを明らかにして、経営診断に取り組むべきであります。

医療問題審議会の答申を見てみましても、実際に地域医療のあり方、これが本来中心になるべきであるのに、前、7ページ、187行のうち、16行しか、1ページも満たない内容にしかなっておりません。地域医療の中に地域町立病院のあり方を位置づける、そういう立場をしっかりと貫くということが基本だというように考えます。

決算審査でも明らかにされたように、自治体病院としての責任と役割から、交付税の算入は9,700万円であることも明らかにされました。

この上に、町財政から幾ら支援できるのか。保健や福祉分野での役割を位置づけて考えるべきです。こうした立場と姿勢を明らかにして経営診断を行い、改善点などを明らかにすべきです。

片方では窓口や医療事務の民間委託を進めながら、片方では収益性や、地域での競合などを見てやろうというやり方は結論がおのずとわかるような経営診断になると考えられます。そういう診断はやるべきでないという点を指摘するものであります。

また、2台の食彩の工房のこの車リース代163万円についても一言申し上げておきます。残存分の全額を払うことは納得できません。例えば6カ月間使用せずに置いておいて、そしてリースの解約という場合に、どういう金額が算出されるのか、そういう内容も明らか

にすべきであります。やはり住民の財産、お金の問題、しっかりそういう判断をしてやるべきだという点も指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

議案第70号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより10時50分まで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第15、議案第71号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第71号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 直接的にはあれなんですけども、医療保険というのは、国保、老人保健、あるわけですが、老人保健特別会計につきましては75歳いうことで、法律的になって、75歳以下が国保の方に入ってきているという状況があるんですが、この来年度から65歳以上の国民健康保険税というのは、年金から天引きになるというような、そういうことになっているのか、75歳以上が後期高齢者医療ということになってくるわけですが、65から74歳までというのは、そういう年金天引きになるのかどうか、その点についてだけ、関連して、ご説明ください。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） お尋ねの、いわゆる前期高齢者にかかる国保税の天引きの件でございますけれども、これにつきましては、いわゆる65歳から74歳までのみの世帯に関しましては、天引きができるということになっておるようでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） ということは、それは町の裁量でしなくても、どちらでもよいということですか。しなくてはいけないということですか。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 私が聞いておりますのは、そうするというところでございまして、今、ただいまの予定では12月、もしくは来年の3月の条例改正をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 5番、横山でございます。国民保険事業の特別会計の和知診療所勘定についてお尋ねをいたします。

18年度の監査員の審査意見書の中でも述べられてはおりましたが、私は補正予算編成のあり方について、少し複雑な思いを持っておるものでございます。

やむを得ない補正、あるいはまた当初予算を編成をされますときに、これらについて大ざっぱに予算を編成をして補正をするというケースがあるというふうに思いますが、今回のいろんな補正を見ますときに、今申し上げておりますように複雑な思いをいたしておるわけですが、とりわけ国民健康保険会計の和知診療所勘定、ページ、3ページの歳入であります。少し、先ほどの一般会計の答弁の中でも述べられておりましたが、一般会計からの繰入金が2,572万9,000円の減額補正がされております。その分、繰越金1,958万2,000が補正をされてございまして、バランスがとられておるように思うわけですが、これら、繰越金につきましても、多くの会計で頭出しだけをして補正をするという予算編成が行われておりますが、確かに予算の編成時点を見ますときにはやむを得ないものがあるというふうにも思いますが、制度の問題であるというふうに私は思います。

今回見てみますと、当初予算を編成する時点では、繰越金はわずかの1,000円あります。極めて頭出しにすぎないわけですが、この辺のことについて、当初予算を編成する時点での精査がいかげんでありましたものか、疑問を感じずには得られないところではございまして、また本件は特別会計でもあります。本来は私は当初から申し上げておりますように、企業会計によって処理すべきことであるというふうに認識をするわけですが、また企業会計であれば、こうした処理については認められないといえますか、そういうことではなかろうかというふうに思いますので、この辺の考え方についてお尋ねをいたしま

すことと合わせまして、結果として繰入金が2, 572万9, 000円の多額が減額されておるわけですが、このことを考えますと、当初予算の段階で、私はほかの会計に大きな影響を及ぼしたのではなからうかなあと、こんなふうなことを感じ得ずにはおられないものでございますが、ひとつそうしたことについても、答弁を求めます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） ご指摘がございました、診療所会計の一般会計の繰入金の件でございますが、先ほども少し申し上げましたけれども、18年度におきまして、最終的な決算見込みを確定させる前に、予算額どおりの繰り入れを行いました結果として、今回の多額の繰越金を生じてしまいました。それで、今回の補正で調整させていただいたところでございます。一般的に診療所の会計では主たる収入が診療報酬ということになりまして、不安定要素があるために、予算としてはある程度低い目に抑えて見込んでおるところでございますけれども、その分、一般会計の繰り入れの予算も増えることになりまして、今回は繰入金の執行時期について、少し問題があったと思っております。

今後におきましては、歳入の予算もできる限り制度の高い見積もりをするとともに、繰出金の執行につきましては、最終的な決算見込みを精査して、必要最小限の繰り入れにしていきたいと思っております。十分留意して、適正に対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） ちょっと答弁いただいている分がありまして、それは申し上げましたように、繰入金で2, 572万9, 000円、実は繰り入れが一般会計からされておるわけですが、されておるといことは、予算当初において、そのことがほかの会計に及ぼした影響というのは、私は大きなものがあるだろうというふうに思いますが、その辺のことについて、答弁を求めます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 19年度の予算編成時点におきましては、今回はあくまでも18年度からの繰越金との調整でございますので、19年度当初予算の編成時点においては診療報酬と、その他の収入を見込みまして、その差額を一般会計繰入金でお世話になっているところがございますので、その点については、当初予算編成時点においては、これだけの金額は不用になるとは見込んでおりませんでした。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今もございまして、

和知診療所会計の、歳出4ページのところで、人件費が減額になっておるんですが、看護師が一人退職をしたということの説明があったかと思うんですけども、当然、現体制から減っておることになりますと、補充ということもこれは当然考えられるわけですがけれども、補充なしで、今の体制で十分いけるということなのか、看護師の補充というのは当然募集をしておることなのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

現時点で一人退職されて、十分やっていけないと思うんですけどね。基準とか、そういうものからしてはどうかということも合わせて、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 診療所におきます看護師の基準につきましては、現時点でクリアはしております。退職者の不補充に関しましては、それ以前に病欠と申しますか、病気休暇の方もおられましたので、その方が退職されたような状況で、それで人員的にぎりぎりのところで回っているという点と、以前は健康対策室と申しますか、地域連携にかかる看護師を配置しておりましたが、現在はそこの部分はなく、外来病棟の方にすべて配置しております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、答弁いただきました、いわゆる保健指導の方の看護婦は病院の方へ配置がえと申しますか、来ておることなんですかけれども、合併をしたということもございしますが、和知のその診療所を中心にして、そういう保健の指導をされておったかと思うんですけども、現時点ではそういうふうなら、指導される方は本庁の保健婦が回っておるとか、そこはいわゆる人数が減ったままで不補充になっておることになりますと、これまで取り組んできておった、そういう事業とか、保健の事業というのはどこがやっておるんですか。だれが責任もって、本庁というか、担当課がやっておることなのかどうか、改めてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） ほかの病院との連携と申しますか、そういう部分につきましては、看護師長を中心に取り組んでいただいております。

保健指導と申しますか、患者さんからのご相談とかも、基本的には師長を中心にご相談を受けさせていただいておる状況でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

議案第71号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)について》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第72号を採決いたします。

議案第72号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第73号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について》

○議長(岡本 勇君) 日程第17、議案第73号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、歳入の3ページの使用料のどこなんですけども、任意事業ということで、運動機能向上事業とか、栄養改善とか、口腔器機能とかいうことで、それぞれ延べ人数で使用料100円ということで、使用料が補正額で追加になっておるんですけれども、18年度の決算の資料を見ましても、なかなかこの人数といいますか、参加者が、延べはそこそこあるんですが、実態はこう一人の人が何回も来るということになっておるようなんですけども、これのいわゆる住民への働きかけとか、いわゆる対象となる方に対して、どのような取り組みをされておるのか。そしてまた、それぞれの当然効果はあるということだと思っておりますけども、やっておる、その取り組んでおる事業の場所ですね、それぞれの支所単位でもやっておるのか、その辺も含めて、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 対象者につきましては、平成18年度検診の中で特定高齢者という形の対象者を出させていただいておりますので、その方たちに呼びかけをさせていただいております。

なお事業につきましては、みんなおいデイにつきましては、丹波地域で実施をさせてもらっておりますし、にこにこクラブにつきましては、和知でやっておりますし、いきいきクラブにつきましては瑞穂地域でやっておる。全地域で一応やらせてもらっておるわけでございますけども、おいデイの中で、機能訓練、あるいは口腔機能というか、口腔の衛生の方も事業の実施に組み込んだということでございます。

以前、ご質問にありましたように、この事業が正しいのかという部分もありまして、対象者が大変少なかったです。ですから、このミニデイ事業の中で介護予防事業を組み込んでいったということで、ご理解をください。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 歳出の6ページで、委託料の中で認知症予防支援事業委託料が147万4,000円ほど減額になっておりますが、説明を受けたかと思いますが、もう一度ちょっとどういったことで減額になったのか、説明をお願いしたいのと、その下のミニデイサービス、これは実施回数が増えたとは思いますが、どのぐらいの回数が増えたのか、お願いします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） まず、運動機能のミニデイの方でございますけれども、週4回を週6回に増やさせていただきました。あと、認知症の予防支援事業の147万1,000

0円につきましては、瑞穂地域の方で、認知症の方を対象に実施をさせていただいておりますが、すべて要介護認定を受けられておるといふことで、この事業については、介護保険の方で実施をさせていただくという、この認知症の予防支援という形では実施はしていないと。対象者がおられなくなったといふことでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

議案第73号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 6ページですが、委託料、一番上の830万ですが、水利権申請書の作成委託料ということですが、具体的にどういうことなのか、そして下の再評価委員会資料作成委託料についても、どういう中身で、どこに委託をするのか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） お尋ねの水利権の申請でございますけれども、これにつきましては河川法の第23条、第24条に基づく申請でございます、7項目にわたりまして、事細

かに数十種類の書類を国土交通省の方に提出するというようなことになっております。

それから、再評価でございますけれども、これは主に水需要のことにつきまして、資料を作成するということになっておりまして、方法につきましてはコンサルタントに委託をするということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 水利権の関係ですが、かつて私たちがダムにかわる水確保ということで、和知ダム関係のところから水を引っ張るということで質問した場合、それはできないということでありました。畑川は高屋川の支流でありますので、支流というか、上であります。かつてできないと言われてきた理由というのはどういうことであったのか。今であればできるのか。和知ダムの上流の方から、その水を取るということはできるのか。

それと、この負担ですけれども、330万なり、500万円の町の負担ですが、府のダムでありますので、府が負担をしてしかるべき内容のものではないかなというふうに思いますが、どういうふうになっているのか。

また、再評価委員会資料はこの水需要の資料を添付せよということではありますが、アンケートを取るといってされておりましたが、そのアンケートの結果をコンサルに出して、正式のものに資料としてつくっていくとされているのか、どういう水需要の資料というのは、どういう中身のものなのか、お聞きしておきます。

それから、アンケート、通信運搬費ということで、96万5,000円、アンケートというふうに思いますが、この中身についてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 東さんからのお尋ねの件で、1点目の和知ダムからの取水の関係の水利権のお話でございまして、以前、仕事の関係等がございまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、関西電力が設置いたしました和知ダムにつきましては、洪水調整、それから発電という業務を行うということでの申請ということになっておりまして、その2つの目的をもって許可されたものでございます。

取水という項目の水利権の許可はなされておられませんので、こちらの方からの取水は不可能やということで、当時からお答えをさせていただいていた分でございます。

残余のことにつきましては、担当課長の方からお答えいたします。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） まず、委託料のことをございますけれども、京都府の事業であるので、京都府が出すべきだというようなことをございますけれども、この事業につきましては共同事業ということで、町がやるべきものの中に、水利権の申請、あるいは水道事業そのものの再評価のものがございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、再評価のことをございますけれども、現在アンケートを実施をさせていただいておりますけれども、この数字が反映できるかどうかということをございますけれども、アンケートの数字につきましては、あくまでも参考資料ということになろうかというふうに考えております。

水需要につきましては、これまで答弁をさせていただいております内容のとおりでございまして、必要量の算出ということをございます。

それから、郵便料のことをございますけれども、これにつきましては町内の団地、約8,800ございます。これのすべてではございませぬけれども、対象となる団地数につきまして試算を行いまして、その郵送料、あるいは後納で返ってまいります郵便料金の算定をさせていただいておりますものでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 再評価の委員会の資料作成ですけども、町が負担すべきものは町ということでありますが、500万もどういふものをつくられるのかお聞きをしたいのと、それから田端課長、お答えいただきましたけども、洪水とか、発電のためにということでありますが、畑川でも、その高屋川へ流れ込んできているということで、水のそのどこで取るかということの違いだけであって、同じではないかなあというふうに思います。高屋川へ流れ込んでくるので、先で取るか、下の方で取るかということ。それで質美から流れてきているところの合流地点とか、もっとあこら辺で取ればきれいな水も取れるということでありまますので、そういうことはできる。もしいざというときにはそういうことができるのかどうか。町長にお答えいただくのか、どちらか。よろしく願いしておきたいと申します。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 当時から特に関西電力と、それから上流に位置いたします丹波の地域との協定も結ばれていたところをございます。その協定の中にもございましたように、今後、将来において、この上流区域で取水の必要が生じたときには、その分について同意を行いますというような項目の関西電力の一項は入っております。当然、今の取水の状況等々を考えながら、その計画も進められるところをございます。今はその大きな水の

源として、まずは今の胡麻の畑郷から流れてくる水量、豊富な水の方をダムとして取水して
いこうという計画で着々とお認めいただいて、京都府の事業としてお進めいただいていると
ころでございますので、今、質美川の最下流のところは、下山の水源と取水源ということで、
もう既に取水もされている状況でございますので、この上にまだ将来的に今のダムができ上
がって、その後にもまだ将来的に水需要が高まるというようなことがありましたら、今の渇水
状況の水量等も計算しながら、必要が生じたときには、また協議を進めていくというよう
なことで、進められるものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 再評価のことでございますけれども、これにつきましては、水道事
業、統合整備事業にかかります一定経過をした段階で、5年ということで再評価しようとい
う義務づけになっておりますので、これに基づきまして、準備をさせていただくというこ
とでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今ありました水利権
なり、再評価委員会の関係なんですけども、ダムの目的がもちろん京丹波はそこから5,000
トンの水をということなんですけども、いわゆる洪水対策、利水といわゆる治水の関係、これダ
ムの目的等もそういう方向が示されておるんですけども、ダムそのものを必要かどうかという再
評価委員会ということになれば、もちろん京丹波はそういう水の必要性を言うということに
なりますし、京都府はそのダムの必要性は下流対策も含めてあるんだという、こういうこと
になると思うんですけども、そうすると再評価のこの作成をするということになったら、京
都府と、いわゆる京丹波がお互い持ち合うという、そういうことになるのではないかと。再
評価委員会にかけるのは、あくまでも京丹波のいわゆる水需要にかかわる5,000トンの
そっから水が必要なんだと。そういうことだけなのかどうかですね。府との協議ということ
も言われましたけれども、500万というその多額のお金を投入するわけでございますから、
その点について、もう一度伺っておきたいというように思います。

それから水利権の申請書類ということなんですけども、いわゆるダムをつくることによって、
いわゆる水の流れが変わるということ、そういう意味で、いわゆる高屋川、由良川の上流、
高屋川の関係で国土交通省に出すと、そういう意味なのか、ちょっと改めてお尋ねをして
おきたいというように思います。

それからアンケートの関係で、お尋ねしたいんですが、5年前にしたアンケート、団地数が7,014区画の数字が示されておるんですが、今度8,800ということなんですが、これまでのいわゆる旧瑞穂、丹波の団地区画が増えたというのは、新たに若干開発された再開発というのもこう出てきておるわけでございますけど、どういう団地を含めて8,800と。既に一定の300余りの申し込みもあったということですから、そういう地域は除外をするという事になると思うので、当然そういうことになると、区画数は減るんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう区画のところが、団地ですね。これまでの対象としておった団地以外、新たな団地も加わっておるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 再評価でございますけれども、これはあくまでも水道の統合事業の再評価でございます。5年に1度ということで義務づけられておりますので、実施をするところでございます。

それから、水利権の申請でございますけれども、これは由良川上流での水利使用についての申請でございます。

3点目のアンケートでございますけれども、団地の戸数が8,800ということでございますが、前回に調査をされました団地の数はご指摘のように7,000ということでお答えがあるわけでございますけれども、当時、調査をされました団地について、もう一度再調査をするということで、前回の団地数を見直しをさせていただく中で、新たな団地につきましてはございませんでしたが、今回8,800という数字を把握をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 8,800戸のいわゆる根拠ですね。土地があって課税対象になっているところを8,800ということで、どこか住所抑えているはずですので、どこを根拠なんやということを、8,800のね、いうことをひとつお尋ねしておきたいと。だから、その8,800と町の課税対象と言いますか、その土地ということなのかどうか。小さな団地の面積の場合の中で、対象外というところも以前はあったわけでございますので、団地が荒廃して山林になっているところもあるわけでございますので、雑種地とか山林とかなって、いわゆるその面積や評価が低いということになると対象外というところもあるように聞いたことがあるんですけども、8,800人の基ですね、どこから8,800というのをお尋ねしておきたい。課税対象の部分なのかどうかですね。

それから、もう1点は統合事業の関係なんですけど、これ本来、統合事業というのは、水原水源とか、下山水源とか、そういうものも確保しながら、いわゆる京丹波全体のそういう事業として取り組んできて、既に水源確保のためにいろんな施設も建てたり、やってきておるわけですね。だから、5年間の評価というのは、事業がストップといたしますか、進んでないものを再評価するというように私は聞いておったんですが、これ事業がどんどん進んでいるにも5年ごとに再評価するというので、例えば、途中でストップせんなんということがあり得るということになのかどうか、ちょっと改めてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） まず、団地数の根拠でございますけれども、すべて課税がされておるかということでございますけれども、これはご指摘のように課税はされておらない部分もございます。調査の方法といたしまして、団地それぞれの図面を基にいたしまして、こと細かに1区画ずつ調べをさせていただいた中で、約8,800の団地の戸数を割り出したということでございます。

それから、統合事業でございますけれども、これにつきましては水源の問題もありますし、既存水源、それから新たな水源もございます。統合事業そのものについて再評価を行うということでございまして、統合事業、平成25年まででございますけれども、その5年に1度の再評価ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 団地の戸数のことについて、図面を拾ってきたということでございますが、非常に現場で見ると、団地のこの区画が崩れてしまったり、状況再開発で変わったり、そういう団地も当然あると思うんですね。

当時の団地の図面からすれば、一定区画がされているので読めると思うんですけども、実際、その図面を申請されて、途中で工事を進めなかったというそういう団地もこれ当然あるわけでございますけれども、8,800という図面から拾った数で、住所が5年前でも1,800からの住所不明があったわけでございますけれども、担当課としては住所がないときは送れないわけでございますから、発送としては幾らの数を発送されたのかということと。それは現時点で、9月末ということになっておるようでございますけれども、返送されてきたのは何件あるのか、一番最新の数字もお尋ねをしておきたいというように思うわけでございます。

アンケートを一つの根拠にしようとしているわけでございますから、やはり対象の団地数、

そして発送の対象となる団地数と、もちろん住所不明で帰って来るところもあるわけですから、その住所を調べてさらに送るといふ話も聞かせていただいたんですけども、一定の期限を切ってやらなければ、何回もやり直すということになるわけですから、その辺はどの期日を切ってやろうとされておられるのか。再評価委員会に一定の資料とすることになれば、いつからというのをはっきり示して、それも集約をせんと、何も書類も作成できないということにもなるわけですから、そういう内容もしっかり住民に議会にも報告をして、実態を明らかにするということも、これは当然なことだと思うんですけど、その辺について改めてもう一度伺ってみたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 団地でございますけれども、先ほど新規のことに触れましたけれども、アンケートの発送につきましては、団地の調査をしながら発送をしておる状況でございます。中には新規の団地でありますとか、再開発の必要な団地もありますので、すべての数につきましては、発送後にまとめて報告をさせていただきたいというふうに考えておりますし、到着日につきましても、後日、まとめて報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、期日でございますけれども、先ほど議員ご指摘のように、住所不明で返ってまいります分もございますので、それらの処理もでございます。できるだけ早く、早期に期日を切りたいというふうに考えておりますけれども、なかなか住所の特定が難しい部分がございますので、すべての発送を終わらせていただくのは、まだ1カ月前後かかるかというふうに考えておりますので、その時期については検討してまいりたい。早期に取りまとめ、あるいは結果をまとめたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第74号 京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

今回、提案されております京丹波町水道事業特別会計補正予算は922万6,000円の補正予算であります。内容は、和知統合事業の予算など、計画に基づいて委託料や丹波瑞穂地域にある開発団地の土地所有者へのアンケートの郵送代などが計上されておりますが、水

道施設費、水利権申請は、畑川ダム建設に伴う国土交通省へ提出する書類の作成の費用であります。6,000人の人口が開発団地が増えることを前提にしたダムからの取水計画は、既に破綻をしております。畑川ダムは中止をすべきであります。申請書類は必要ないものと考えます。

また、再評価委員会の資料の作成委託料は、畑川ダム建設を見直すための再評価委員会への資料作成委託料とすべきです。ダムありきの再評価委員会の資料作成には反対するものであります。

また、畑川ダム建設は京都府の事業であり、資料作成委託料もダム建設の負担割合である18.5%の負担とすべきであります。

畑川ダムは、平成2年にダム計画が打ち出されて以来、小規模ダムから普通多目的ダム、平成8年建設採択へと目的も変更されてきました。平成6年3月に出された当初の計画では、平成20年には給水人口を2万5,000人とし、給水量を日量1万5,000トン、1人当たりの給水量、日量600リットルと見込んで、畑川ダムより5,000トンの新規水源を確保する計画でした。これは右肩上がりのまちづくりを想定した計画でした。その後、修正に修正を加えて、人口は平成30年には旧丹波と瑞穂で2万2,500人と想定し、5,000トンの水が必要との根拠にしております。バブルの時代は終わり、人口も大幅に増加する計画は破綻をしております。きっぱりとむだな費用や投資は中止すべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

議案第74号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第75号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第75号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第75号を採決いたします。

議案第75号平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)について》

○議長(岡本 勇君) 日程第20、議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、最後の8ページに等級別職員数が載っております。平成19年9月現在として2人ということになっているんですけども、実際バスを運行していただいている職員の方、嘱託職員の方、また臨時の方もあろうかと思うんですけども、今バスの事業の関係でいきますと、この正職員の2名以外の方についてはどういう内容になっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) 重立った運行につきましては、嘱託職員、それから臨時の職員によりまして対応をさせていただいているところでございます。

現在、丹波の事業所につきましては正職員がございません。こちらの企画情報課の方と一緒にみさせていただいているというような状況でございまして、嘱託職員4名で4台の車を運行させていただいている状況でございまして、この予算の当時でございますが、今の瑞穂のバスの事業所につきましては、正職員1名と、それから嘱託職員が2名、それに通常の事業所の方が来られます方々、あるいはまたJRバスの乗車券の販売等にかかります一般の臨時職員ということで、1名お世話いただいているところでございます。

それから、和知の事業所につきましては正職員1名のほかに、嘱託職員が2名、それから、

臨時の職員が2名ということで対応させていただいておりますし、そのほかに全体といたしまして、臨時の職員の登録の方を1名準備させていただいているというような状況で、運行させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

議案第76号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第77号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第77号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の主な収入が土地売払収入ということで、京都縦貫道の分というように説明があったと思うんですけども、場所なり、どれぐらいの面積が今回の売り払いになっているのかということと。それから、立木の売払収入というのがあるんですけども、これも縦貫道の関連なのかどうかということをお尋ねしておきたいと思っております。

それから、歳出の関係で、測量設計監理業務等委託料というのが20万円あるんですけども、具体的にはこれどういう事業の監督委託料なのか、お尋ねしておきたいと思っております。

それから、桧山地域振興対策補助金の関係で、集落公民館の改修補助ということでしたが、

これは何件分、すべてが公民館ということなのか。それから、いわゆる補助率と言いますか、それはどういふようにこの地域振興対策補助金というのとはなっているのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） まず初めに、縦貫道に係りますところの売り払いの総面積でございますけれども、4万3,311.62平米ということでございます。これにつきましては、中台、大朴、和田地内の分でございます。

それから、3ページの立木売り払い収入につきましては、これ縦貫道と関係なく、間伐材の売払収入でございます。

それから、4ページの測量設計監理等委託料につきましては、直営林の林道の開設を予定しておりまして、これにかかりますところの委託をお願いするものでございます。

それから、桧山地域対策補助金につきましては、八田公民館の屋根修理45万7,000円と、和田の、農道でございますが、小井根橋の補修工事ということで32万1,000円を計上させていただいております。それぞれ地元負担の3分の1ということで、予算をお願いをしておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

議案第77号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第22、議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の分収林の受託事業の収入ということで340万円を緑資源から受けて、そして諸費ということで委託料が340万円出ている。説明が管理道路ということをお聞きしたんですけども、具体的には、どこの場所にどのぐらいのいわゆる延長、幅などが管理道路として計画されておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、雑収入が24万4,000円あるんですが、具体的にこの場合の雑収入はどういうものが受け入れられているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 今回の分収造林の作業道につきましては、京丹波町質志の鳥谷でございまして、ここの分収造林に作業道の設置ということで計上させていただきました。計画路線につきましては延長520メートル、幅員3メートルの作業道でございます。

それから、雑入につきましては、関西電力の送電線の立木伐採ということで、電線の下の方の立木の伐採の費用でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 管理道路の関係で、延長が520メートル、幅3メートルと、質志地内という説明を聞いたんですが、分収造林でございますので、一定面積の部分かと思うんですけども、取り合いといいますか、部分は、質志でございますと町道から入っていくということで、取り合いがなされるのか、また現在、そういう林道があって、そこから取り合いになるということなのか、ちょっとその状況と言いますか、どういうものがどこら辺にできるのかということをお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 今回の計画につきましては、旧三和町ですか、福知山市側の方から作業道が設置をされるというように聞いておりまして、直接この町内の方からの取り合いには接していないというふうに聞いております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 旧三和町の方から取り付けがされるということなんですけども、財産区のいわゆる三ノ宮の財産区の方ということになりますので、本来、受益者は、三ノ宮地域の財産区の方ということだと思っておりますが、近いとか、遠いとかいう問題があって、三

和町からつくのかかもしれませんが、本来なら質志のそういう林道とか、町道から上がっていくというのは、本来、山を管理、利用する場合でも当然そうだと思うんですが、相当、対象となる分収造林まで距離があるということで、その三和町からつくということなのか、いわゆる林業の林道としての機能、また将来のそういう山の管理ということを考えれば、当然、同じ京丹波町内から行くというのが本来ではないかと思うんですが、そういうふうな考え方は今後ないのかどうか、あわせて伺っておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 今回の作業道の分につきましては、昭和48年に分収造林の契約をしたものでございまして、それが期間が50年ということでございまして、もうすぐ契約が切れてくるというふうに思っておるところでございます。そうしたことによりまして、作業道の開設ということに至ったというふうに思っておるわけでございますけれども、今後におきましては、できるだけ町内の方に作業がしやすいような方向でしていただくような、今後、要望はしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

議案第78号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

これより、午後1時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第23、議案第79号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、議案第79号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、医療事務にかかわる外部での委託ということが上がっておりますが、来年度の4月から本格的に実施するというので、これに関係するそれぞれ職員がおられるわけですが、その方との話し合いというものは持たれたのかどうか、その点をお伺いしたいのと、このメリットとしては、人件費が削減されるというようなことも説明の中でお聞きしましたら、その反対にデメリットというものが考えられることもあるんじゃないかと思いますが、その点のお考えをちょっとお伺いいたします。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 現時点で個別の職員さんとも話しはないわけですが、病院の経営会議と申しますか、運営会議の中で、この件については協議をいただいた上で、予算計上をさせていただいております。

経費的なメリットとデメリットということになりますと、地域の住民の方のお顔で判断できなくなるというようなことはあるかもしれませんが、お名前を確認させていただいた上でのご手続と申しますか、そういう形で対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、説明をいただきましたが、一番大事なことは地域医療の中でそういった患者さんの顔を見ただけでお名前もわかるというのが、まず、大きなメリットになると思うんですけれども、今回の外部委託となれば、全く関係ないところの方が来られるわけであって、そこのスムーズ的にも、やっぱりサービスという点でも、スムーズに行われることがちょっと困難になるのではないかと、受付の部分にしても、その点はどのように考えておられるのか。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 合併をいたしまして、いろいろ地域の職員がおりますので、すべての住民の方を即お名前を存じ上げているわけではございませんし、丁寧な対応と親切な対応をモットーにして取り組んでいけたらと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も医療事務の委託についてお尋ねしておきたいんですが、府下の自治体病院なんかでもそういう委託を取り入れている病院もたくさんあるわけですが、瑞穂病院のような小さな病院の場合、窓口と医療事務ということ限定した場合に、何名ぐらいのいわゆる派遣と言いますか、委託をした場合に、人数の方が委託先の業者と言いますか、会社から来るということになるのか、ひとつ伺っておきたいというのと。

それから、先ほど、病院の運営会議でこういった委託業務のことについて協議、相談をしたという説明があったんですけど、この運営会議というのはどういうメンバーの方がなっておられて、どういう定期的に会議をやられているとか、必要においてやられているということもあろうかと思いますが、その点について伺っておきたい。

それから、4月から本格的に事務業務の委託ということで、1月から3月の期間は引き継ぎ的な期間だということも説明があったと思うんですが、経費の面、確かに安くつくということかもしれませんが、自治体病院としての役割、そしてまた地域とのこれまでのつながり、位置づけ、そういう問題からいって、そういった事務委託をするということについて、地域の方々、関係する方々と協議とか話、どちらにしても地域挙げて取り組んでいくということも必要なわけですが、特に町長は協働のまちづくりという方向も示しているわけですから、やはりいろんな部分や部署でのそういう取り組みについても、そういう立場でいろんな情報も提起しながら一緒に取り組んでいくということは基本だと思うんですが、その辺の考え方についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました病院の運営会議につきましては、院長と言いますか、ドクター、お医者さまの部門から院長、副院長、看護師長、主任以上、それから薬局長、それから事務部門からは事務長と補佐が参加して、定例的には、基本的には大体月に1回の開催をさせていただいているところでございます。

この事務委託に関しまして、何人ぐらいを予定しているかということですが、引き継ぎ期間は順次させていただきまして、最大で6人まで導入できないかと考えております、導入というか委託で派遣していただけないかと考えております。

それから、今回、予算お認めいただきまして、本格的に実施するに当たりましては、地域の皆様にも周知をさせていただいて、円滑な移行になるよう、そのような取り組み方をしていきたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） こうした業務委託をするということですので、委託先の選定の問題

とか、また当然、予算が計上されているわけでありますから、見積もり等もとられているというふうに思うんですが、47床のような瑞穂病院の場合ですね。府下にも若干似たようなところもあるんですが、非常に大きい病院も多いわけがございますけども、実際にその契約をいたしまして、そしてその会社が責任を持つとこういうことになるんですが、いろんな事例もたくさんあるし、当然、担当課としてはご承知いただいていると思うんですけども、いわゆる委託先の会社の正規の職員の方が、例えば6名のうち全員ではなしに、何名の方が来て、例えば丹後の地域だったら、地元で雇用されて、そして1カ月間なり研修をして、そしてそういう業務に当たってもらうというように、そういうことも丹後なんかではあるようがございますけども、実際、そういう瑞穂病院で6名の業務委託契約をした場合、あとは受けた以上は会社の中身になりますので、正規の職員であろうが、臨時で会社が雇用した職員であろうが、それは仕事の中身さえやってもらえばいいんだと、こういうことになろうと思うんですね。その辺は、正規の相手側の職員が確実に6名なら6名、ちゃんと対応するということになるのか、あくまでもそれは会社側の都合ということになろうと思うんですけども、そういうことについて責任が持てるのかどうか。あくまでも委託の中身と金額ということになりますので、人の派遣については、当然その会社の都合ということになります。

今、全国的な傾向なんかを見ておりますと、そういう傾向が非常に強いと。当然人件費を普通の職員よりも安く抑えるということになりますと、全国的にも問題になっておりますように、非常に安い賃金で雇用されるということも起こっておるわけがございますけども、その辺の自治体としてのそういう責任と役割もあるわけがございますけども、ただ安ければいいということではないと思うんですけども、その辺のことについてどうなのかということ。だから、経費で安くするというメリットがあれば、デメリットとしてはそういう問題もあると。

実際、大きい病院になりますと、1つの業者ということだけではなしに、2つ、3つの業者も入っておる、委託業者が入っておる病院もあるようがございますけども、やはり委託を受けた仕事の中身に限定されるので、病院へ来た方が、例えば病院のことを聞いてもわからないということも実際にあるわけございまして、そういう民間の病院とは違う自治体病院としての役割、そういう側面からはどうなのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 今、山田議員ご指摘の項目につきましては、とても重要な項目だと受けとめております。委託先と言いますか、そちらとの契約の段階で配慮いただけるような形での対応を考えたいと思っております。

また、全体的なアウトソーシングの実施状況といたしましては、市町村立の病院であって

も、受付とか料金徴収の事務について約80%以上の病院でアウトソーシングを実施している状況でもございますので、もちろんサービスを低下させないような対応といたしますか、その部分については職員が対応させていただくという形で、主に専門的な業務の部分について、今回の委託業務を考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、質疑というのは3回しか行われないという制限が一応あるんですね。本当にやりとりといたしますか、話としていろんなことを聞きたいという部分があっても不十分に終わってしまうということは、町長も議員も経験されたわけでありますから、よくご承知いただいていると思うんですけども。その面から言うと、本当に大改革をやろうということをしようとしているわけですから、もっと事前の協議といたしますか、考え方をもっと議論し合うという、そういうのをもっと持つべきじゃないかと。実際、病院の業務委託を進めていく、来年4月から本格的にやると。これは既成の事実として進んでおるわけですから、やはりそういう取り組んでいく考え方としては、協働のまちづくりということも一貫して言われているわけですから、やはり関係する、例えば地域の代表の方なんかとの協議をしたり、やはりもっと一緒に病院運営やそういう問題も、まちづくりの一つとして取り組んでいくと、そういう姿勢に私は問われていくと。

今、担当課からありましたけれども、予算が通って決めたと、こうやりたいんだと、説明ですわね。それではね、住民からとっても行政に対する信頼、そういうものが本当に失われていくんじゃないかと。まして、今、合併して2年を迎えようとするわけですから、やはり本当にもっと力合わせて新しいまちづくり、協働のまちづくりを進めようという、そういうそれぞれの分野でも、そういう姿勢を貫くべきだと私は思うんです。

ですから、今回予定されておる業務委託の中身というのは、これから相手の、委託先との協議だということでもございましたけれども、実際いろいろなところで聞いてみますと、実際に例えば6名業務委託をしたと。実際、正規の職員としては2人ですね。あと4人は、いわゆる人事的なものが雇用されてくると。今問題になっておる偽装請負的なね。そういう要素を含んだ部分も全国の中にはあると、そういう指摘をされる方もあるわけでもございます。

守るべき、言うたら自治体が、指導すべき自治体が自らそういうことを推進するということでは、本当に自治体としての役割が果たせていないと。だから、もちろん経費の節減や見直しというのは、これは当然必要であります。ただ単なるそのお金さえ少なくなったらいいんだということではなしに、やはり自治体病院としての役割、そういうものをしっかり果たす中で、ほんならこの分野ではどうしようかという形で住民合意を図りながら、やっぱり進

めていくということを私は基本的にすべきだと、このように考えるわけですがけれども、町長の見解いろいろ聞きましても、いろんな施政方針や方向づけを見ましても財政に見合った、そういう運営するんだと、こういうことだと思います。

だから、病院という施設、運営、今の国のそういう医療体制の中では、やはり高度医療といえますか、そういう病院、施設、ベッド数、そういうものでなければ運営、経営が成り立たないという、そういう中で、やはりこれまで自治体病院として果たしてきた役割をどう見るかと。あとは町長の政策的な決断で、どういうふうに病院というものを見ていくかということだと思っんですね。

だから、民間の病院のように医療だけということじゃなしに、自治体の病院は保健や福祉や、そういう予防医療や、そういう部分でも役割を果たすわけですから、やっぱり京丹波のまちづくりの中で、しっかりそういうものを位置づけて取り組んでいくと、そういうことをしなければ、行く行くは町がいろんな第三セクター含めて運営しておる、そういうものと同じように見れば、町から持ち出すお金をどんどん、とにかく少なくすればいいんだという、そういう視点に立てば、病院の運営というのはやっていけないと。結局は、どんどん中身を委託して、経営そのものも指定管理にしていくということに本当にならざるを得んと、そういう道筋が私は見えるんじゃないかと、こう思っんですけれども、やはりそういうことでないということであれば、もっと住民とのそういう協働のまちづくり、そういう姿勢ですね。私は取り組んでいくべきだし、そういうように思っわけですが、町長の見解を伺っおきたいと思っます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 瑞穂病院の経営等につきましては、審議会でも十分熱心な議論をいただいっまいったところだと思いますし、答申もいただきながら現在あるべき姿といっますか、どう改善をしていくかということ今取り組みをしているところだと思います。

今回提案をさせていただいっおります分につきましては、これまでの質疑の中でも申し上げさせていただきまっしたように、現状、病院の経営という観点から、少しでもその内容をよくしていくための手だてとして、アウトソーシングも一つの考え方ということ取り組みをさせていただいっおる所でございます。もちろん自治体病院である以上、町民の皆さん方に、このことによって、ご不便、ご不満をかけるということがあってはならないというふうにおっっておりますし、そうしたことが極力影響が出ないところでの取り組みをということで、これは経費的な部分のみをというだけではなしに、やはり今、職員として本当に福祉全体に、どう貢献できているかという部分においては、こうしたアウトソーシングによって、

それ以上のいわゆる成果を上げながら、人員については別の部門へ配置をして、より町民の皆さん方の負託におこたえをしていくというのも一つの方法であろうというふうに思います。経営そのものも、やはりそうした面から全体的な改善というものが見えてくるのではないかとこのように思っているところでございます。

一々住民の皆さん方と相談を申し上げながらということではございますが、こうした部分については十分内部でも検討させていただきながら、議会にもお示しをさせていただいて、進めさせていただきたいというふうに思っていますし、もちろん今後さまざまな検討を加える中で、どう地域医療機関として存続させるために、何をどう見直していくかという議論になりますときには、当然のことながら事前に情報開示も行い、そして、町の実態、病院の実態、そうした中からどういうものを残そうと、あるいはまた、どう維持していくかということについて皆さん方とも十分、町民の皆さん方とも相談と申しますか、そうした説明をさせていただく場もやはり持ちながら、最終的な方向を定めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第79号、平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

今回提案をされて補正予算の主なものは、看護師の増員による人件費と来年度から本格的に実施しようとしている医療事務の外部委託にかかわる人件費であります。窓口業務や医療事務業務の外部委託は、京都府下でも多くの病院が取り入れられている方法でもあります。外部委託は、メリットの部分とデメリットの部分があること、すべてがよいよい尽くしではないことも明らかです。

町財政が逼迫し、財政難の中で、経営の改善の取り組みは当然であります。外部委託に対して全面的に反対するものではありませんが、今の取り組みや進め方は、住民の合意を図りながら、住民の力を借りながら取り組んでいく姿勢には見えてきません。

今回の外部委託は、来年の4月から本格的実施に向けた、引き継ぎも兼ねた試行期間として取り組むとのことではありますが、こうした進め方は、町長の進められようとしている協働のまちづくりとは言えないのではないのでしょうか。地域の代表や病院のスタッフなど関係する人たちとも大いに議論をし、一緒に取り組んでいくことが協働のまちづくりでの基本であ

ると考えます。

今回出されました提案は、一方的に行政が外部委託を決めて、町民に押しつけていくやり方ではありませんか。こうしたやり方は住民の合意は得られないばかりか、行政の不信を増大させるだけであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

議案第79号、平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、認定第1号 平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第39、認定第16号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第24、認定第1号、平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第39、認定第16号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についてを一括議題といたします。

16件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、畠中 勉君。

○決算特別委員長（畠中 勉君） 去る9月11日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました平成18年度京丹波町一般会計、14特別会計、瑞穂病院事業決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月18日、19日、いずれも午前9時から開催いたしました。一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計につきましては分割、その他会計等については歳入歳出一括して審議、採決いたしました。それぞれ審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意でございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で特別委員会が設置され、また、議事録も作成されていますので省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月19日に議長あてに提出しております。お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。認定第1号から認定第4号、認定第6号から認定第

16号までの15議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

しかし、平成18年度簡易水道整備事業をめぐる収賄事件が起きた案件を含む認定第5号の平成18年度京丹波町水道事業特別会計につきましては、決算書の計数的な内容につきましては一定の時間を割いて質疑をしてきましたが、収賄事件とのかかわりがあるのかないのか、また、監査委員の監査報告や月例報告を参考に議論を深め、さらに、多岐にわたる議論を重ねた結果、不認定となりましたので報告をさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

認定第1号、平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） それでは、認定第1号、平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算は、合併後初めての通年決算であります。歳入106億9,602万円、歳出105億9,549万円で、歳入歳出差引額1億53万円、実質収支9,774万円となりました。平成18年度は、合併後の京丹波町そして松原町政が取り組んでこられたまちづくりにとって初めての本格決算であります。

7割以上の住民が健康で安心して暮らせる町を望んでいることが新町まちづくり計画に示されております。所得税や住民税の定率減税の半減、介護保険料の引き上げ、高齢者医療の負担増など、小泉内閣が大規模な負担増を行ったもとで、住民の暮らしを守る自治体の役割を大きく、町長は住民の暮らしを守り、応援する施策に力を尽くすことが求められました。そのために今必要のない公共事業の見直しが重要であります。

歳入では、町民税は定率減税の半減で3,800万円、老年者控除の廃止で930万円、公的年金控除の縮小で780万円、老年者の非課税限度額廃止で83万円など、小泉内閣の税制改正による増税額は約5,593万円となり、町民は新たな負担を強いられました。この間の高齢者をめぐる負担増は、負担が数倍から10数倍にもなるひどいものであります。高齢者に対する税負担の重みは強く感じているとするなら、京丹波町独自の軽減対策を行うべきであります。

また、昨年8月には総務課長より、京丹波町財政の現状について説明がありましたが、国の三位一体改革のもとで地方交付税が減らされるなど、国から地方への財政支出の削減が進

んでいることは重大であり、地方交付税の削減は町財政を一層厳しいものにしております。自治体の財源を確保するためにも、これまでの地方交付税の役割を守るよう、政府に対して強い取り組みを要望していただくことを求めるものであります。

次に、歳出であります。

問題点の第1は、まちづくりの進め方であります。まず、梅田、質美保育所の廃園であります。地域の中心として根づいてきた保育所が少人数保育になるということで、廃園の方向が一方的に出されてきた点であります。また、町有財産の森林公園の売却についても一方的であり、関係住民への説明責任が果たせていません。

第2に、サービスの切り捨てであります。夏祭り補助金など各種団体への補助金カット、腎臓透析者の通院交通費の負担増などが実施をされましたが、地域の活性化や社会的に弱者と言われる方への支援は、継続すべきではないでしょうか。

第3に、畑川ダム建設であります。将来開発団地に6,000人増えるとして2,180トン、企業からの増量要望3,000トンは、いずれも過大であり、見直しが必要であります。平成10年から始まった100億円を超える統合整備事業で水は十分足りております。また、都市公園事業も活用の方法を見直すべきであります。

第4に、ケーブルテレビ事業であります。丹波地区では、ファクス機能の継続を望む声もあり、情報伝達の方法として住民合意が図られておりません。町の財政また住民負担の面からも検討が必要であります。地上デジタル放送普及対策検討会は、地上デジタル化は国の施策として推進されているものであり、しわ寄せが条件不利益地域の住民に降りかからないようにすることは国の責務であるとして、自治体の負担を最小限にすべきと提言しております。テレビのデジタル化につきましてもケーブルテレビだけではなく、別の方法も検討する必要があるのではないのでしょうか。

第5に、畜産堆肥センター事業についてであります。約2億1,300万円の畜産堆肥化施設は、現在も機能が発揮できない状態で改善できておりません。

以上、問題点を指摘しましたが、18年度事業の中で評価すべき点もありました。町営バスの再編は、交通手段がない地域を解消いたしました。また、障害者自立支援法実施に向けての府とともに実施をした軽減対策であります。大きな運動に押されて政府は、負担軽減を図る特別対策をとりました。しかし、根本的解決には、応益負担の撤回こそ必要であります。国に撤回をするよう強く求めるべきであります。

さらに、今回の収賄事件は、住民サービスの切り捨てや負担増を強いられている住民からして、本当に許せない事件であります。町長の任命責任は重大であります。

以上を指摘いたしましたして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） 私は、認定案件第1号、平成18年度京丹波町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

今回上程されました18年度決算は、京丹波町発足後初の通年決算で、今後の本町の各年度の推移を示す意義ある一年であったと思います。しかし、残念なことに、何といたっても許しがたい簡易水道事業をめぐる贈収賄事件の不祥事が発生し、町内外はもちろん、特に町民の皆様に対し、はかり知れない行政不信を招きました。行政も早急に外部調査委員会や綱紀肅正倫理委員会を設置され、入札のあり方や再発防止に向けた取り組みがなされており、一日も早い町政に対する信頼回復に向け、心を一つにして、さらに努力していただきたいと思っています。

18年度の会計決算額は、歳入106億9,602万円、歳出は105億9,549万円、翌年度への繰越財源278万円を差し引いた実質収支額は9,774万円となっております。しかし、これは平成17年度の実質収支額4億823万円を含んでの決算であり、単年度収支では3億1,048万円余りの赤字となる厳しい決算であります。

この一年を振り返ると、大迫上乙見線をはじめとする旧町からの継続事業や合併後の一体性の確保のため町営バスを運行し、また、まちづくりの指針となる総合計画基本構想等を審議され策定されました。さらに、社会福祉協議会やシルバー人材センターの合併、また、瑞穂地区の保育所の統合等、京丹波町としての基礎づくりに着手された一年でもあり、この間のご努力を評価する一人であります。

にもかかわらず、歳入面においては、地方交付税はほぼ同額確保されたものの、国、府の支出金は大きく減額となりました。それに加え、特別交付税は、合併前の交付額を下回る結果となり、国に対し強い疑念と憤りを感じます。その上、町税等の不納欠損額、収入未済額は膨らみ、自主財源の乏しい本町にとって貴重な財源を自ら放棄しているのが実態であります。

一方、歳出面では、時間外手当ほか人件費や扶助費等減額とはなりましたが、公債費が膨らみ、全体の22.7%を占めております。今後、この返済計画を基本にした事業計画が最も必要となります。また、交付金が算入されているとはいえ、町立の医療機関や特別会計等への繰出金がますます増加しており、本町の財政構造の指針を示す経常収支比率91.9%、実質公債費負担比率は20.8%となり、今後ますます厳しい状況が続くことが推測されます。

このことを踏まえ、平成24年までの公債費負担適正化計画の目標達成に向け、さらに徹底した行政経費の削減を図っていただくとともに、府と連携しながら税等徴収率向上対策委員会を中心に目標数値を掲げ、収納率向上に向けた取り組みと事件によって失われた町民の皆さんの町政への信頼回復に向け、さらに努力していただくことを強く要望し、私の賛成討論とします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております平成18年度一般会計歳入歳出決算への反対の立場から討論をいたします。

平成18年度一般会計予算は、合併後の京丹波町としての一年を通じての予算であり、合併によって福祉などの身近な制度がどうなるのかなど、住民が合併への不安と期待を注視した予算でもありました。

松原町政の本格的な予算として、まちづくりの方向をどう示されるのか、公約をどう具体化されるのか、新しいまちづくりの特色がどう出されるのかなど、不安と同時に期待を持った予算でもありました。予算は旧町からの大型事業は引き継ぎ、その一方では、財政難を理由に旧町独自の制度を見直し、住民負担で合併後のまちづくりを進めようとする内容でありました。

町長は、まちづくりへの取り組みについて常に新たな展開と改革を求め、町民の福祉の向上と財政難の克服、自治能力の向上、総合的な行政力の展開、特色あるまちづくりなどを掲げましたが、町民が求めていたのは旧町での大型公共事業を一つ一つ見直し、住民にとって今本当に必要なのかをチェックし、再検討することでありました。

私たち日本共産党は、大型公共事業は住民の暮らしにとって最優先すべきものか、住民の目線で再検討することを現地や現場も確認して、勇気と奮起を持って判断すべきであることを住民の願いとして求めました。

町政の基本は、住民合意を何より優先すべきであります。保育所の廃園、補助金の打ち切り、福祉策の後退など一方的に進めるやり方は、対話と住民参加のまちづくりとは大きくかけ離れた町政運営であることも指摘してきました。

また、地域医療審議会は、病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者代表など幅広い住民の参加を保障し、地域医療のあり方を明確にして、その中で町の医療機関の役割、住民が安心して暮らせるまちづくりの中心に据え、維持発展させていくのかを基本に、住民参加で議論すべきでありました。

さらに、町有地の処分は、環境処分、環境保全条例の改悪なども住民合意を抜きに強行さ

れました。暮らしや生活に大きな影響を与える郵便局の集配業務廃止にも、民間の方がサービスがよくなると賛成の立場を闡明するなど、住民の目線とは大きくかけ離れていました。こういった点も指摘するものであります。

財政が厳しい、お金がない、住民要求や願いには大胆に切り捨てながらも、3億円の繰上償還は住民の願いとは大きくかけ離れていること。起債の償還は計画的に行うべきであります。

平成18年度事業の中で起こった贈収賄事件は、絶対に許せない行為であります。この最大の要因は、責任者である町長の姿勢が厳しく問われていると思います。住民の目線から町政運営が大きくかけ離れていることが、あなたが任命した最も信頼すべき助役が業者と癒着し、多額の金銭を受け取っていた、こうした事実が証明していると思います。町長は、政治的道義的責任をとるべきです。強くそのことを求めるものであります。町民が求める町政は、安心して暮らせるまちづくりです。福祉や医療を大事にする福祉のまちづくりを進めることです。このことを強く求めるものであります。

さらに、今大事なことは、平和の問題です。平和であってこそ、住民は安心して暮らせることができます。地方自治体は何よりも基本にすべき立場であります。町長は、自分は平和主義者だと言いながら、憲法9条への態度の答弁を避けるなど、あいまいな態度は海外での武力交渉を容認したり、戦争を認める立場と平和主義者とは相容れないことも指摘し、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

決算認定の表決は、起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

採決に対する委員長の報告は可決です。

認定第1号、平成8年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました認定第2号、平成18年度京丹波町国民

健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、反対の立場で討論いたします。

平成18年度の国保税の滞納件数と滞納金額が17年度の決算と比較してみてもわかるように大幅に増加をしており、住民の生活実態の厳しさがあらわれているのではないのでしょうか。収納率も医療給付分で17年度は93.49%であったのに対し、18年度では92.35%と93%を下回りました。それによるペナルティー5%が課せられ、国からの普通調整交付金が減額をされます。説明では200万円ほどの減額となるとのことでありました。国保税を優先に徴収はされていると思いますが、財政の厳しい中、住民の方にも保険税の仕組みを理解していただくよう説明をし、少しでも収納件数を増やすことで収納率を上げることが必要であります。

そのためにも、京丹波町国民健康保険税条例の15条、町長において必要があると認めるものに対しては、徴税減免の基準により国民健康保険税の減額、または、免除することができるとありますが、合併後は行っていないとの答弁でありました。支払い能力のある方を除き、この減免制度を適用すべきであります。また、これまでも指摘をしてきました滞納者に対して保険証の取り上げをやめることでもあります。17年度の決算では、短期保険証は70件、資格証明書は73件でありました。18年度は、現時点で短期保険証は104件、資格証明書は89件であるとの説明でありましたが、保険税の滞納が増えたのと並行して保険証の取り上げも件数が増えてきております。

年2回呼び出しをして対応していると言われ、実際、窓口に来て資格書を受け取った方は2名とのことでありました。残りの件数の分は役場で保管されている。つまり、受け取りに来るまで窓口で留め置きをされているということになるのではないのでしょうか。現実には保険税を払うことのできない世帯にとっては、窓口まで保険証を取りに行くことができないという場合が少なくありません。国民健康保険は病気やけがで医療を必要とする方に、それを保障する社会保障制度であります。ですから、生活実態を十分熟知した上で、悪質な滞納以外は保険証の取り上げをすべきでないことを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 私は、認定第2号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの決算は、町合併後、初めての通年予算に係る決算となったところであります。

国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものでありますが、急速に進む少子高齢化社会の中、老人医療費の高騰に伴う拠出金の増、長期不況による低所得者の増やリストラによる社会保険からの受け入れ増などにより、一層、財政基

盤が圧迫され、非常に厳しい事業運営を余儀なくされております。

このような中での決算であります。法令等現行制度を遵守し、住民の医療費保障を行う上での適正な予算執行と評価するものであります。

なお、保険税の滞納繰越分において、総額で1,079万円余り不納欠損処理が行われておりますが、内容は差し押さえ等の強制執行できる財産や収入がない状態のもの及び転出等で住所不明のままのものなど、延べ151人分とされております。根拠は、地方税法第15条の7の規定による納付義務の消滅であり、徴収事務での長年にわたる面談や調査・追跡の結果であることも含め、やむを得ないものと判断いたします。

今後とも被保険者の負担と納付の公平を図るとともに、国保事業の安定化と健全化のため、引き続き医療費の適正化等による歳出の抑制と保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） それでは、認定第4号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

問題点の第1は、今まで要支援、要介護1でサービスを受けていた方が新予防給付の新設で要支援1、要支援2と認定された場合、介護予防給付を受けることになりました。そのため10月からは、要介護1以下の軽度の高齢者は、電動ベッドや車いすなどの福祉用具貸与が受けられなくなり、本町では、ベッドは36人、車いすは5人の方が返還となりました。

このようにサービスの切り捨てとなる体制は全く利用者の願いを踏みにじるものであります。必要な人が厳しい要件に適合せず、保険給付ができない場合は、京丹波町として助成をすべきであります。

問題の第2は、第1号被保険者の保険料の標準月額が丹波4,708円で27%の増、瑞穂は3,508円で21%の増、和知は4,500円で25%増と引き上げたことであります。税制改革によって住民税非課税から課税になり、介護保険料が値上げになる方に対し、激変緩和措置をとりましたが、国の施策として行うものであり、その財源は被保険者に求めるのではなくて、国が責任を持つべきであり、また、2年間の措置をさらに延長することが必要であります。

問題の第3は、平成17年の10月からホテルコストの導入で、居住費や食事の費用は保険対象外となって、大幅な負担となりました。保険料と利用料の負担軽減など、京丹波町独自の軽減策をとるべきであります。このことを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 私は、認定第4号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年4月に発足した介護保険制度も7年を経過する中で、「制度の維持」という観点から、要介護認定者を増やさない施策、要介護状態の悪化を防止するという施策が重視されているところではありますが、まさに、平成18年度は、改正介護保険法及び第3期介護保険事業計画に基づき、介護予防への取り組みを本格化させる第一歩を踏み出した年となりました。特に、本町においては、そうした施策推進の要となる「地域包括支援センター」を町の責務として直営設置し、町内居宅介護支援事業所と

連携しながら介護予防支援を進めていることは、利用者に安心感を与えるとともに、本町の福祉の推進に寄与するものと言えます。

また、我が国の高齢化率は、2031年に31.9%と推計されているところですが、本町においては既に平成18年度末で31.6%に達し、高齢者の約17%に当たる943人が認定を受けられ、その約8割が何らかの介護サービスを利用されました。こうした介護を要するご本人の自立支援と介護者家族の介護負担の軽減を図るため、財政安定化基金の借入れや一般会計からの法定外の負担に頼ることなく、予算の範囲内で保険給付費の支出という形でサポートできたところに本会計予算執行の妥当性、行政効果を認めるところです。

なお、本町介護保険については、平成21年度の保険料統一という課題があるわけですが、その前提として旧町時に借り入れた公債費についても計画的に償還する一方、余剰金については介護給付費準備基金として積み立てがなされております。

今後は、介護予防施策の一層の推進や介護給付の適正化といった今日的な課題と合わせ、租税公課における公平の原則という観点から保険料未納対策を強化し、だれもが安心して介護を受けられる制度として一層充実した内容となることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 私は、認定第5号の平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論を行います。

今回の贈収賄事件は、今回上程がなされております平成18年度決算の和知簡易水道塩谷ポンプ場配水池工事に端を発した不祥事でありました。

決算の認定にあっては、町長は、監査委員の審査に付さなければならないとし、町長は監

査委員の審査意見書を熟読し、議会の認定に付さなければならないといたしておりますが、今回提出がされております監査委員の水道事業特別会計についての審査の結果は、正確性の検証をしようとしたが、収賄事件により警察に証拠書類を押収されておりますため、決算審査を実施できなかったとして、意見を差し控えるとされております。

一方、ただいま提案がなされております認定第5号では、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するとして提案がなされておりますが、この矛盾を私は、どのように理解をし、整理をするのがよいのか、確かに決算の認定にあっては望ましい早期の調整、早期の審査、早期の認定について速やかに処理をすることが肝要と思いますが、しかしながら、贈収賄事件の公判もこの3日より始まり、26日と28日には2回目の公判が始まりますことも含め、なぜ今のこのような時期に提案がなされるのか疑問を感じずにはおられません。

決算認定は、先ほども述べましたとおり、できるだけ早く議会に提出を求めています。一方、地方自治法では、次の通常予算を議する会議までに議会の認定をと定めております。

私は、監査委員さんにより常に適正な月例検査も実施されており、数値・係数について疑う余地はないところでありますが、以上指摘し、平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出の認定について、反対の立場での討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

12番、山内君。

○12番（山内武夫君） 私は、ただいま上程されております平成18年度京丹波町水道事業特別会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

本件は、先ほど決算特別委員長より報告のありましたとおり、先日の決算特別委員会におきましても多くの議員の反対によって不認定となったところであります。このことを見ましても、議会が本件に重大な関心を持ち、真剣な立場で調査をし、相当の覚悟を持って本日の本会議の採決の場に臨んでいるということを町長をはじめとする理事者はもとより、出席の管理職の皆さん、さらには、多くの町民の皆さんもご理解をいただけるものと考えているところであります。

さて、本件の平成18年度決算であります。さきの簡易水道事業をめぐる汚職事件の公判におけるそれぞれの被告の証言によっても明らかのように、平成18年度和知簡易水道整備事業塩谷加圧ポンプ場、塩谷配水池築造工事の入札をめぐる、当時の副町長及び水道課長が業者からわいろを受け取り、入札に便宜を図ったことは明白であります。

また、このことによって合併直後の新しいまちづくりに寄せていた町民の期待と信頼を裏切ると同時に町の信用を著しく失墜させ、さらには、京丹波町のイメージも大きく傷つけら

れたところであります。町長は、この事件を受け、入札制度の改革や予定価格の公表、外部調査委員会の設置をされたこと。さらには、新たに監理課の設置を計画されるなどの対応をされていることは評価に値するとしても、事件から受けた京丹波町のさまざまなダメージを考えますとき、先ほど申し上げた一部の評価では、ぬぐい切れない大きなものがあると考えるのは私一人ではないというふうに考えております。

こうした中で本決算には、汚職事件によって町がこうむったであろう被害額が当然に含まれているところであり、今日の1万7,000町民の心情を思いますとき、到底認定されるべきものでないと考え本決算に反対をするものであります。一言言わせていただければ、今後、町長を先頭に職員一丸となって、不祥事の再発防止に努めていただくことは言うまでもなく、一刻も早い真相の究明と町民への報告、町民並びに関係機関の信頼回復に全力を傾注されることを心より念じ、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております認定第5号、京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算、反対の立場から討論を行います。

先ほど来の討論にありましたように、18年度の水道事業は合併を引き継いだ事業が大半でございましたが、その中で水道事業にかかわる贈収賄の事件が発生し、町民の期待を大きく裏切る行為、担当課長と助役が多額の金銭を受け取っていたことは重大であります。任命責任、監督責任が厳しく問われます。特別委員会での圧倒的多数で否決をされたことは、事の重大性から当然だと考えます。

18年度の全体の事業としては、長年の願いでもありました未給水団地への給水事業が実施をされ、関係住民の願いが一步前進したことは評価をするものであります。しかし、その大前提をダムから供給を受ける5,000トンの水がなければいつ断水するか知れない、おどしとも言えるような説明まで行っておりました。法律上も市町村が責任を持たなければならない水道事業者の立場から逸脱していることを厳しく指摘するものであります。

旧丹波町では50億円の債務負担行為を議決し、住宅開発のためでありながらそれを前面に出さず、開発団地への給水のためとして平成2年にダム計画が打ち出されました。平成4年には小規模生活ダム、そして、平成8年には普通多目的ダムに変更建設採択がされてまいりました。平成6年3月に出された計画、平成20年の将来の図上計画として、給水人口を2万5,000人、1人当たりの給水量を日量600リットルと見込み、畑川ダムより5,000トンの水と新規水源で5,560トンの確保をする計画でありました。

この根拠が平成30年に旧丹波と瑞穂、2万2,500人の人口になると想定をし、ダム

からの5,000トンの水が必要との根拠にしておりました。将来、市町村別人口表では、2020年、平成32年を見ると、旧丹波町と瑞穂の合計では1万1,772人で、将来人口の想定の中の半分しか見ておりません。ダムからの5,000トンの水が必要である根拠は崩れています。

また、住宅開発の夢は、バブルの崩壊で崩れてしまったのです。今大きな負債として町財政にのしかかっています。さらに、ダム強行で大きな負債が住民負担となるのは明らかであります。まちづくりに水確保は欠かせないと言われるのであれば、根拠を具体的に明らかにすべきであります。将来人口目標などの科学的根拠も明らかにし、こうした根拠なしにひたすらダム建設に走るのはきっぱりやめるべきであります。結果責任はだれがとるのか。強行推進をした町長がとるのですか。結局は、将来に大きな負担を住民が受けることになること、このことを強く指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不認定です。

認定第5号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり不認定とすることに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、不認定とすることに決定しました。

次に、認定第6号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております認定第6号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

平成18年度下水道事業は旧町から引き継いだものでありますが、京丹波町として1年間の予算を執行した決算でもあります。特定環境保全公共下水道が4地区、農業集落排水事業が16地区、林業集落排水が20地区、簡易排水が1カ所の23地区、施設使用が87.37%、合併浄化槽の設置は、対象世帯に対して整備率は58.1%となっています。全町普及は、合併浄化槽の地域で4割以上残っている状況であります。

丹波地域と和知地域では、特定環境、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水の地域では

宅内工事ができていない公共枡設置の家庭から使用料の半額などの使用料を維持費として徴収しています。廃止すべきと強く指摘をしてきましたが、未使用の家庭から管理料や使用料を徴収すべきではありません。

さらに、和知地域では、条例に使用料の徴収規定もありません。福祉行政などでは、条例や規則に基づいて対応しているとの生活実態や暮らしの実態を見ない、冷たい対応をしながら、条例にないのであれば返却し、使用料の徴収をただちに中止すべきであります。

町長は、一定の見直しを表明されておりますが、管理料や使用料を払うことを加入者は納得して申し込みをしたとの見解ですが、全く実態や地域での状況を見ない態度です。事業を取り組んだ地域では、加入者の同意書がとられました。高齢者家庭で後継者もないなどで必要ないと、こう言っても全戸の同意は必要として反対もできない地域もありました。地域の役員にだれが反対と言えるのでしょうか。

また、早く快適な生活をしたいと思っても、資金繰りやいろんな事情で工事ができない家庭もあります。工事をしない家庭から管理料や使用料を徴収して、営利企業のように工事をしない家庭が悪いとの態度ではなく、地方自治体の役割として一日も早く、施設が使用できるような支援や対策を講じること、高齢者や独居老人家庭など実態に合った対策をとるべきです。

また、矛盾もあります。今、加入申し込みをすれば消費税込み105万円と公共枡までの費用となりますが、旧町ではこれ以上の加入分担金を払った地域もあります。さらに、合併浄化槽の地域には負担がありません。自分の都合で工事ができます。合併浄化槽の地域も含め、京丹波町地域全体で考えるべきであります。さらに、グリーンハイツでの町施設の移管での対応もあります。管理料の徴収はすべきではありません。例えば、水道事業にあるように、閉栓、開栓のような柔軟な対策を講じることが行政のやるべき仕事であることを指摘して、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私は、上程になっております認定第6号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計決算に賛成の立場で討論を行い、議員の皆さんに賛同をお願いするものであります。

人間が健康で文化的生活を営む上には、上水道の普及はもちろんでありますが、今や、下水道の普及も欠かせないものであると言わざるを得ません。我が町ではそのことによく目を向け、トイレの水洗化の推進を進められていることは評価に値するものであると言えるでしょう。

また、浄化槽設備の老朽化が見られる下山グリーンハイツの下水道の統合を目指し、着々と事業が進められようとしていることもグリーンハイツ区住民が長年待ち望んできたことであり、その思いもやっと手の届くところまで来たことであり素直に喜びたいと思います。

また、旧丹波、和知両町の未使用の家庭から使用料の半額を徴収していた件も今議会において12月議会で提案をし、来年から徴収をやめるようにということを松原町長は表明をされました。財政厳しい折英断であると思います。今後とも負担に格差が生じないように、住民の平等を第一に事業が進められることを求めます。

今後は、個別処理区の合併浄化槽の推進や維持管理に事業の中心が移ることになると思いますが、でき得る限りのコスト削減に努められ、全町的に下水道事業が推進されることを願います、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は、認定することに決定しました。

ここで、3時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第7号、平成18年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号、平成18年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号、平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本君。

○6番(坂本美智代君) ただいま提案をされました認定第9号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

住民の皆さんの多くから寄せられていた旧3町間をつなぐ町営バスの新路線が開設をされて1年が過ぎました。この間、交通量の少ないところにと限定はされておりますが、旧和知で実施をされていたフリー乗降区間も取り入れられ、利用しやすい地域もできました。

しかし、一般質問でも取り上げられておりました便数やバス料金などの問題や課題は多くありますが、特に周辺部からの料金は引き下げるべきであります。町営バスの利用者はほとんどが学生と高齢者であります。1年間の乗降の様子を見ながら一定の見直しはされましたが、利用頻度だけで見直しをするのではなく、利用する住民にとって乗りやすい、利用しやすい便数や運行コース、また、1コースに要する時間、そして、料金設定など住民の生活実態に合ったバス運行にする必要があります。そのためには専門家や公募による代表も含めた検討委員会を立ち上げ、住民の声も取り入れた(例えば、直通バスや公共施設への巡回バス、

土曜日の運行など）日常生活や社会参加など利用しやすいバス運行にすべきであることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） 私は、ただいま上程されております町営バス特別会計決算認定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

町営バス事業につきましては、18年5月に旧町から引き継いで、それぞれの運行形態を再編されるとともに可能な限りでの定額料金措置も講じる中、新たな町域における公共交通空白地帯をなくすためスタートされたところであります。

朝夕の通学運行の空き時間を利用し、交通弱者のために運行されてきております。利用客の多くは子供や高齢者が多く中で、さらなる安全性と利便性の向上を目指して車両更新時には低床型車の導入もされ、好評を得ていると聞いておるところでございます。

運行にかかる経費につきましては、大部分を地方交付税対象路線として良好な運営がなされ、決算に付されました認定につきましては賛成するものであります。

今後の見直しに当たりましては、さらなる利便性確保のため可能な限りにおいて、他の交通機関との連絡体系をより密接にできるよう工夫いただき、生活交通としての運行位置づけがより確立されることを期待いたしますとともに、さらに、今後におきましても長期にわたり安定的に事業継続ができる体制づくりを検討いただくことを要望しまして、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成18年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号、平成18年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成18年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号、平成18年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、認定することに決定しました。

次に、認定第12号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、認定することに決定しました。

次に、認定第13号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、認定することに決定しました。

次に、認定第14号、平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第14号、平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、認定することに決定しました。

次に、認定第15号、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第15号、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、認定することに決定しました。

次に、認定第16号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第16号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、認定することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、産業建設常任委員会から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

《追加日程第1、発議第3号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書》

○議長(岡本 勇君) 追加日程第1、発議第3号、地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、畠中 勉君。

○産業建設常任委員長(畠中 勉君) 道路財源の確保については、産業建設常任委員会で3回にわたり協議を重ねてまいりました。結果、委員全員が意見書のとおり結論に至りました。

意見書を読んで、報告にかえさせていただきます。

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書。

道路は、地域経済の活性化はもとより、生活環境の向上を図る上での基礎的な社会資本であり、地方道路網の整備は広域的な地域間連携として、緊急時の防災相互支援、文化交流、経済圏の拡大等を基本として、活力と魅力ある地域づくり、安心・安全の快適な環境づくり

と推進するために必要不可欠である。

京丹波町は京都府の中央部に位置し、平成17年10月に丹波、瑞穂、和知の3町が合併した中山間地域である。国道、府道の広域基幹道路の整備や地域間格差解消に伴う町民生活に直結した道路整備施策の実施が旧町別に多く残されており、道路整備に対する町民の要望は切実である。

よって、国におかれては、地方の実情を勘案の上、道路特定財源制度の趣旨を踏まえつつ、地方の円滑な道路整備を推進するための安定・継続的な道路財源を確保するとともに、より一層の地方財政対策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇様

どうか皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） この意見書の中身が余りにもちょっと抽象的過ぎないかというふうに思うんですけども、どこのどのような道路が必要であるというようなことをやはり、もっとはっきりと表現した申し入れ書をつくった方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はどのようにお考えか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 畠中委員長。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） 今のご質問ですけれども、もう少し具体的にという話でございしますが、ここに書いておりますように旧3町それぞれのところで未整備の道が多くあります。それを一つ一つということになりますと、意見書の中身としてはいかなものかということで、大きなしぼりの中で意見書を書かせていただきました。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） これ、国に対する意見書でありますから、やはり京都縦貫自動車道とか国道27号線のバイパスとか、直面しとる道路の問題というものが目前にあるわけなので、こうした道の工事だけでもやっぱり実名というか、その工事の実態を表現した申し入れ書ができた方が私は切実に伝わるものがあるんじゃないやろかというふうに思うんですけど、そうではないとお考えかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 畠中委員長。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） 道路財源をしっかりとしたもの、安定的にするためには、おっしゃるとる一つ一つを上げてするのが、すべてクリアするかいうと、新たなニーズも生じてきますし、申しておりますように町内多くの道路がまだまだ未整備の状況にもございます。したがって、国にそれぞれの大臣に、衆参議長あるいは総理大臣、総務大臣、財務大臣、交通大臣等々に上げる文書といたしましては、余り細かなしぼりよりも、こうした大きなしぼりの中で上げていく方がよいのではないかというような議論でございました。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 言葉を返すようですけども、やはり国に要望するには国道とか高速道路とか、そういう道路に限定されると私は思うんです。府道とか町道なんかは国に要望書を出しても、それは十分聞き入れられない問題である以上、やはり高速道路とか国道とかの問題を取り上げて、ここをよくしてほしいんやと、この道をよくしてほしいんやということ率直に訴える方が効果があるんじゃないかというふうに思うんですけども、それ、私の考えは間違っていますかね。

○議長（岡本 勇君） 畠中委員長。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） 考えが間違うとるとか違うとるとかそういうことを言っとるわけではございません。ただ、そうした高速道路、国道等々必要でございます。それだけではなしに町道も府道も、それぞれ必要な部分は多くあります。そういう財源を確保してほしいということでの要望でございますので、高速道路の予定はありますけれども、それを一つ一つ取り上げてよりも、やはり道路の財源として、そういうものを回してほしい、地方に回してほしいということで上げる方が妥当だと、こういうことで思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

発議第3号、地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） どうもありがとうございました。

《日程第40、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第40、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時35分